

第1回横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会 次第

日時 令和7年10月23日(木) 16:00～
場所 青葉区役所3階 301会議室

- 1 青葉区こども家庭支援課長あいさつ
 - 2 委員紹介 【資料1】
 - 3 定足数の確認
 - 4 委員長の選出
 - 5 委員長職務代理者の指名
 - 6 議事
 - (1) 地域子育て支援拠点事業概要説明 【資料2】
 - (2) 青葉区概況説明 【資料3】
 - (3) 運営法人の選定方法等について 【資料4】
- ※【資料5】については、参考資料になります。
- 7 その他事務連絡

【配布資料】

資料1	・横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選考委員会委員名簿
資料2	・横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業概要 ・令和8年度横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業 業務説明資料
資料3	・令和7年度 青葉区運営方針 ・令和7年度 個性ある区づくり推進費 自主企画事業費 ・青葉区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ ・データ・写真で見る2024年度の青葉区地域子育て支援拠点ラフール
資料4	・評価指標の取り扱いについて ・横浜市青葉区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標
資料5	・横浜市青葉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱 ・横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱 ・横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業実施要綱 ・横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選考委員会委員名簿

所属・役職	氏名
鶴見大学短期大学部保育科准教授 ※横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会より選出	飯塚 美穂子 <small>いづか みほこ</small>
青葉区民生委員児童委員協議会会長	小嶋 優 <small>こじま まさる</small>
青葉区主任児童委員代表	三浦 尚美 <small>みうら なおみ</small>
青葉区連合自治会長会会長	久保田 実 <small>くぼたみのる</small>
青葉区私立保育園長会会長	福田 秀子（もみじ保育園） <small>ふくだ ひでこ</small>
青葉区幼稚園協会会長	宮田 士（三陽幼稚園） <small>みやた あきら</small>
青葉区社会福祉協議会事務局長	讃井 恵美子 <small>さぬい えみこ</small>
子育て支援者（横浜市委任）	井桁 栄子 <small>いげた えいこ</small>
地域ケアプラザ所長	蕨 圭二（青葉台地域ケアプラザ） <small>わらび けいじ</small>

1 運営手法

民間事業者へ事業委託しています。また、地域で活動する事業者が有する運営ノウハウを最大限に活用し、地域の特性や実情を踏まえた事業展開を行う観点から、区と運営法人による「協働」事業としています。

【現行運営法人】（第3期：令和3年度から令和7年度まで）

NPO 法人ワーカーズ・コレクティブ パレット ※設置当初の平成23年度から同一の団体が運営

2 利用対象者

- ① 主に区内に住む未就学児とその保護者（近隣区・市外の在住者も利用可能）
- ② 子育て支援の活動に取り組む人や組織

3 事業内容

- ① 親子の居場所機能：乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ② 子育て相談機能：子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③ 子育て情報収集・提供機能：子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④ 子育て支援ネットワーク機能：子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑤ 子育て支援人材育成機能：子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること
- ⑥ 子育てサポートシステム：地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること
- ⑦ 利用者支援機能：子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること
- ⑧ その他子育て支援として、区長が必要と認める事業（区づくり推進費での実施事業）

4 契約額

（単位：千円）

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
67,359	71,975	77,272	74,763	82,757

5 事業経過

H28年度	第2期スタート
H29年度	サテライト開設
R3年度	第3期スタート、青葉区子育て情報発信アプリ「Aonico」開始に伴う拠点による区内各地の情報発信開始（3月）
R5年度	・拠点によるプレパパ・プレママクラス開始 ・子育てサポートシステム事業の拡充（利用料改訂、無料クーポン配付）
R6年度	・横浜市地域子育て支援拠点サイト稼働による各種申込のシステム化、拠点主催イベントの掲載開始 ・子育て支援ネットワーク連絡会の充実（拠点が連絡会の事務局を担当）
R7年度	・ふらっとラフルたちばな台、おでかけラフル開始（4月～） ・「Aonico」終了に伴うラフルHP拡充（7月31日）

6 利用者実績

（単位：人）（子・親等の合算）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ラフル	18,789	25,196	26,606	26,216
サテライト	12,987	13,774	13,258	13,193
計	31,776	38,970	39,864	39,409

令和8年度横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 事業目的

市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として、青葉区地域子育て支援拠点事業を行う。

2 基本理念

- (1) 事業の実施は、横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守するものとする。
- (2) 地域子育て支援拠点の運営法人(以下「運営者」という。)は、次の事業・施設運営の基本理念に基づいて、青葉区(以下「区」という。)及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業・施設の運営にあたるものとする。

【事業・施設運営の基本理念】

ア 青葉区における、地域による子育て支援の拠点施設としての運営

イ 子どもの視点に立ち、すべての就学前児童及びその養育者、並びに子育てに関する支援活動を行う者に関わられた運営

ウ 子どもと家庭を支援する各種の行政等機関・地域等との連携を図る運営

エ 利用者の意見、子育てをめぐる社会情勢、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる運営

オ 子ども及びその養育者の育ちを支援するとともに、養育者自身が事業の担い手として関わることができる視点に立った運営

カ 地域の人と人とのつながりを広げ、地域ぐるみの子育て支援を目指す運営

キ 「横浜市版子育て世代包括支援センターの基本的な考え方」に基づく運営

3 実施施設

施設については、以下のとおりとする。

- (1) 拠点所在地: 青葉台一丁目4番地

拠点サテライト所在地: 市ヶ尾町1152番地25

- (2) 構造等

拠点: 鉄筋コンクリート造地上6階建て(平成23年7月竣工)

拠点サテライト: 木造2階建ての1階、木造1階建ての1階のそれぞれ一部

- (3) 面積等

ア 拠点

敷地面積 1164.27㎡

建物延床面積 3739.27㎡

専有面積 275.92㎡

2者共用部 105.50㎡(按分割合 11%)

3者共用部 24.94㎡(按分割合 12%)

イ 拠点サテライト

敷地面積 737.68㎡

建物延べ床面積 496.47㎡

専有面積 224.82㎡

(4) 実施施設の基準等は、実施要綱第4条の定めによる。

(5) 市長は、実施施設の整備に必要な経費を、市長が定める要綱に従い、運営者に補助する。

4 実施施設における事業内容

(1) 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長として1名配置すること。施設長は、この契約の履行に関して、業務従事者を指揮監督するものとする。その他、(3)業務内容を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

(2) 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、実施要綱第5条の定めによる。

(3) 業務内容

次に掲げるとおりとし、事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。

各事業について、昨今の時代・社会情勢に応じた事業展開を適宜区とともに検討すること(適切な情報発信手段、ニーズに応じた相談手法等)。

ア 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供(親子の居場所事業)

目的 場の提供を通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、子育て当事者同士の仲間づくりを促進する。

実施方法 (ア)週5日以上、1日6時間以上、居場所の提供を行うこと。

(イ)子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

(ウ)出張ひろば(青葉区たちばな台一丁目2番地14 たちばな台町内会館)においては、週1回、5時間居場所の提供を行うこと。人員は2名以上の体制とし、うち1名は上記(ア)の業務に従事する者であること。

【目指す拠点の姿】

○利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。

○多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。

○養育者と子どものニーズ把握の場になっている。

○親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。

イ 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること(子育て相談事業)

目的 子どもと家庭に関する相談に対応することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消し、

支援につながっていないニーズを適切な支援につなげていく。

実施方法 居場所、相談室において相談に対応するほか、電話相談を行う。

【目指す拠点の姿】

- 養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。
- 相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。

ウ 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること(情報収集・提供事業)

目的 区内等の子育てに関する情報を一元化し、提供することを通じて、子育てに対する閉塞感や不安感を解消する。

実施方法 情報コーナーを設置する。また、多様な媒体を活用し、情報提供を行う。
SNS等を活用しながら拠点に来所しない未就学世帯や妊婦への情報発信を行う。また効果的な手法について適宜区と意見交換しながら検討する。
区役所や地域ケアプラザ、地域の支援者等が行う子育て関連事業の情報について集約し、HP等の媒体で発信する。

【目指す拠点の姿】

- 区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。
- 子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。
- 拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。
- 乳幼児健診ワクワク情報コーナー(4か月児健診内)を運営している。

エ 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること(ネットワーク事業)

目的 ネットワーク化を進めることを通じて、様々な地域の子育て支援活動の質の向上と活動の活性化を図ると共に、子育て家庭を見守る地域の関係づくりを促進する。

実施方法 既存のネットワークを十分に活かし、地域の子育て支援に関わる人との意見交換や情報交換を行う。子育て支援ネットワーク連絡会全体会において、「区こども家庭支援課」「育児支援センター園」と連携しながら全体の企画・調整等を行う。
区、各地域ケアプラザとともに事務局として地区別ネットワーク連絡会の運営に関わり、各地域の課題に対して、出張子育て相談ひろばを実施するとともに、必要時に助言や協力を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。
- ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。
- 青葉区独自の特性を踏まえ、出張子育て相談ひろばを開催し、子育てニーズの把握及び、地域での子育て支援におけるネットワークの強化を働きかけている。
- 子育てサークル間のネットワークを構築・推進し、子育てサークルによる活動の支援を行っている。

オ 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること(人材育成、活動支援事業)

目的 子育て支援人材の育成、当事者のサークル活動等の支援を通じて、子育て支援に関わる区民の増加、活動の活性化を図ると共に、子育て家庭を見守る地域の雰囲気づくりを目指す。

実施方法 支援者(主任児童委員、子育て支援者、子育てサポートシステム会員、子育てサークルグループリーダー、保育施設スタッフ等)向け講座や研修会の実施、次世代を含む地域の人向け啓発企画、学生による社会体験、実習受け入れ及びサークル活動等の育成支援を行う。

【目指す拠点の姿】

- 地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。
- 養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。
- 広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。
- これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。

カ 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること

(横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業)

目的 横浜市子ども青少年局を本部として実施する「横浜子育てサポートシステム事業」の青葉区における区支部事務局を運営することを通じて、区内の子育て家庭の主に子どもの預かりに係る支援ニーズを充足するとともに、子育て支援に理解のある地域人材の育成を進め、地域ぐるみの支え合いの促進を図る。

実施方法 横浜子育てサポートシステムに登録を希望する市民への入会説明、会員管理(登録、変更、退会、更新等)、援助活動の調整、提供会員研修会(予定者研修、フォローアップ研修)、会員交流会の企画実施など、区支部事務局の担当業務を行う。詳細の実施条件については、別紙「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。
- 養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。
- 会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることができている。
- 養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。

キ 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること(利用者支援事業)

目的 子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用を支援する。これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行う。

実施方法 電話や面接による個別相談に応じ、拠点が持つ情報やネットワークを活用しながら、養育者に適した選択肢の提示、養育者主体の選択の支援、支援窓口等の案内・仲介などを行う。また、日常的に地域の社会資源との関係を築き、情報や課題の共有、資源同士をつなげるコー

ディネート等を行う。詳細の実施条件については、別紙2「利用者支援事業の実施条件」とおりとする。

【目指す拠点の姿】

- 拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。
- 相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。
- 子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。

ク 育児参加促進講座休日実施事業

両親等が共に参加しやすくなるよう月に2回以上、休日(土・日・祝日)に育児参加促進に資する講座(取組)を実施すること

ケ プレパパ・プレママクラスをラフルにて実施する(子育て支援事業:プレパパ・プレママクラス)

目的 プレパパ・プレママクラスを地域子育て支援拠点で実施することで、これから初めて父親・母親になる人が地域子育て支援拠点へ行くきっかけを作る。また、妊娠期から地域支援の場を知ることにより、産後の適切な養育へ結びつける。

実施方法 以下のとおり年12回実施する。

- ・実施内容には、ラフルの紹介、自己紹介、実習(沐浴体験、衣類交換等)、ラフル見学、交流会を含めること。
- ・前日準備では、会場準備、名札及び名簿作成を行うスタッフを2名配置すること。必要な物品は青葉区役所の職員が搬入を補助する。
- ・教室当日は、受付、沐浴準備、実習、施設案内、交流の誘導及び片づけを行うスタッフを3名配置し、この他、沐浴準備、沐浴デモンストレーション実習及び片づけ等を行う助産師の資格を有するスタッフを2名配置し、実施すること。
- ・参加申込は、開催前月「区子ども家庭支援課」が区のホームページから受け付ける。「区子ども家庭支援課」は必要に応じて抽選を実施したうえで、参加者リストをラフルに提供する。
- ・運営者の責めによらない事情により、教室を開催できない場合は、講師とのカンファレンスやHP、広報紙による情報発信を行うこととし、それをもって教室開催の代替とすること。

【目指す拠点の姿】

- 多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。(再掲)
- 親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。(再掲)

コ その他子育て支援として、区長が必要と考える事業

(4) ホームページ、パンフレット等の作成

地域子育て支援拠点及びその実施事業等について、利用者に広く周知するためのホームページを作成すること。また、事業を通じて把握したニーズ等に即した周知方法を適宜、区とともに検討していくこと。

(5) 「地域子育て支援拠点サイト」(以下、「拠点サイト」という。)の活用

地域子育て支援拠点及びその実施事業等において、利用登録や入退館、各種申し込み等、オンライン手続きを促進し、市民サービスの向上を図ること。

5 サテライト施設の運営に関する事項

(1) 地域子育て支援拠点の事業を補完するため、前述の実施施設(以下、「主たる施設」という。)とは別に、区が確保したサテライト施設(以下、「サテライト施設」という。)において事業の一部を実施し、主たる施設と一体的に運営する。

(2) サテライト施設における事業内容

ア 人員配置

常勤職員(週35時間以上勤務)のうち、施設長を補佐する現場責任者を1名配置すること。現場責任者は、施設長の指揮監督のもと、サテライト施設における業務従事者を指揮監督するものとする。その他、「ウ 業務内容」を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

なお、地域の子育て支援人材を積極的に、業務従事者として採用するように努めること。

イ 事業の実施時間、実施日、休業日

事業の実施時間、実施日、休業日については、原則として主たる施設と同様とする。

ウ 業務内容

本業務説明資料第4項第3号に定める業務内容のうち、アからウまで、並びにキ及びクを実施する。事業ごとに目的を踏まえて、実施方法を遵守し、目指す拠点の姿に沿って実施すること。実施にあたっての詳細は、区と運営者が協議する。また、運営者がエからカまでの事業を実施する際は、サテライト施設を活用して実施する。

エ ホームページ、パンフレット等の作成

本業務説明資料第4項第4号の定めを準用する。

オ 拠点サイトの活用

本業務説明資料第4項第5号の定めを準用する。

(3) サテライト施設の施設基準等は、事業実施要綱第9条第5項の定めによる。

6 情報の取扱いに関する事項

(1) 個人情報保護の措置

運営者は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。また、拠点サイトの活用を含む個人情報を取り扱う事務の実施にあたっては、別添の「地域子育て支援拠点業務フロー上の及び個人情報保護措置」及び「横浜市地域子育て支援拠点サイト個人情報保護方針」、「横浜市地域子育て支援拠点サイト利用規約」に掲げる事項を遵守しなければならない。

(2) 電子計算機により情報を取り扱う場合の措置

運営者は、業務の遂行にあたり電子計算機により情報を取り扱う際には、別添の「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

7 施設運営に関する事項

- (1) 業務従事者の氏名、勤務形態、その他必要な事項を区に報告すること。また、変更があった場合には、その旨を直ちに報告すること。
- (2) 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないように努めること。
- (3) 業務従事者に対して必要な研修を実施又は受講させ、その資質向上に努めること。
- (4) 各施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めるとともに、財産等の保全に努めること。
- (5) 各施設の衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。事業実施上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。また、利用者には、ごみの持ち帰りを徹底させること。
- (6) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。また、事故発生時には報告を行うこと。
- (7) 省エネルギーを心掛け、省資源及び廃棄物減量の観点から横浜市の「ヨコハマ3R夢プラン」の取り組みに努めるなど、環境への負荷の低減に努めること。
- (8) 利用者からの苦情・要望の受付・処理を迅速かつ適切に実施すること。

8 各施設の利用に関する事項

- (1) 利用者が各施設を利用する際のルールについては、区と協議し、定めること。
- (2) 利用者は、原則として登録制とし、利用の都度、受付を行うこと。円滑に利用受付ができるよう、拠点サイトから二次元バーコードにより受付を行うこと。ただし、二次元バーコードにより受付を行うことが困難な場合は、その限りでない。

9 施設、設備、備品類等の管理に関する事項

- (1) 経費により購入した物品(取得価格30,000円以上の物品とする。)の所有権は区に帰属するものであること。運営者は、これらの物品を、台帳を整備し、ラベル等により、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- (2) 遊具等の備品は、特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、必要があれば修繕し、又は廃棄すること。
- (3) 主たる施設の共用部分の施設・設備類等の維持管理については、青葉消防署青葉台消防出張所複合施設維持管理運営に係る実施細目(以下「実施細目」とする。)に基づき行うこととする。拠点サテライトの共用部分の施設・設備類等の維持管理については拠点サテライトの使用貸借契約に基づき行うこととする。ただし、明らかに利用者の故意又は重大な過失に基づき損で、利用者に対し損害賠償を求めべきと判断される場合には、区と運営者で別途協議すること。
- (4) 管理委託料・光熱費
 - ア 主たる施設の管理委託料(共用部分修繕費、共用部分管球交換含む)の共用部分は、実施細目に基づき、区が直接支払いを行うこととする。
 - イ 主たる施設の光熱水費(電気、ガス、水道)については、実施細目に基づき、支払うこと。ただし、電気代(共用・専用部分)、水道代(共用部分)、ガスメンテナンス契約は、区が直接支払いを行うこととする。
- (5) 建物・設備の保守点検等については、実施細目に基づき、保守点検、修繕等を実施する。
- (6) 研修室は地域開放運用ルールに従って、適切に地域開放を実施すること。

- (7) 施設、設備、備品類等のき損又は滅失に係る1件10万円未満の軽微な修繕等については、運営者が業務の範囲内で行うこと。当該金額を超える修繕となる場合、区と運営者で別途協議すること。

10 知的財産権等の取り扱いに関する事項

事業を運営する過程で発生する以下の事案に係る知的財産権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 運営者が作成した印刷物(印刷物の原版である電子データを含む。)

ア 毎月等定期的に利用者向けに発行する通信誌及び子育て情報提供事業の一環として作成した情報紙は運営者に帰属する。ただし区は、区民等への情報提供等の公益的目的がある場合には、当該印刷物の全部又は一部を自由に複製し、配布することができる。

イ 上記以外の印刷物

作成にいたる経過等を踏まえて、区と運営者が協議して定める。

- (2) 運営者が開発した研修プログラム

運営者に帰属する。ただし横浜市内の各区において、当該区の区役所及び地域子育て支援拠点並びに横浜市役所が、地域の子育て支援関係者の養成を目的に当該研修プログラムを使用し、研修を実施する場合には、運営者は当該研修プログラムを無償で使用させなければならない。

- (3) 施設愛称

施設愛称については、広く区民に公募して採用した経緯を踏まえて、青葉区地域子育て支援拠点(サテライト施設を含む)の愛称としてのみ使用できるものであり、運営者が行う他の事業等において、施設愛称、事業名称等として使用することはできないものとする。

- (4) 職員マニュアル

運営者が、本事業運営において、その従事者の行動基準として作成したマニュアル等については、その権利は運営者に帰属する。

11 事業報告

- (1) 運営者は、毎月、前月分の次の事業の実施状況について、区及び子ども青少年局へ報告すること。

ア 親子の居場所事業の利用状況

イ 子育て相談事業の実施状況

ウ 情報収集・提供事業の実施状況

エ ネットワーク事業の実施状況

オ 人材育成、活動支援事業の実施状況

カ 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施状況

キ 利用者支援事業の実施状況

ク 育児参加促進講座休日実施事業の実施状況

ケ その他子育て支援として、区長が必要と考える事業の実施状況

また、運営者は毎月ア及びイに関する事業実績報告について拠点サイトを活用し、区及び子ども青少年局へ報告すること。

なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業及び利用者支援事業の実施状況にかかる報告については、それぞれ別紙1「横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件」及

び別紙2「利用者支援事業の実施条件」によるものとする。

- (2) 運営者は、年度末に、この契約の履行に関して完了報告をしなければならない。完了報告は、事業実施の実績報告に加えて、事業に係る収支報告を含むものとする。

12 一般的事項

- (1) 運営者は、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を主たる施設に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区に報告するものとする。また、これらの関係書類等のうち、サテライト施設に関するものについては、サテライト施設に備え付け、常時記録を保管するものとする。

ア 委託契約書(写)及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 事業計画及び職員配置計画

オ 事業実績記録、統計

カ 利用者関係書類

キ その他必要書類

- (2) 運営者は、本業務説明資料に明記がない場合であっても、実施要綱の趣旨に照らし必要と認められる業務は、区と協議の上誠実に履行するものとする。
- (3) 運営者は、本事業の遂行にあたり必要に応じて、区との協議を申し入れることができる。
- (4) 本業務説明資料に関して疑義がある場合には、別途区と協議することとする。

13 その他

- (1) サテライト施設の賃借料については、区が別に契約する相手方に支払い、主たる施設及びサテライト施設の電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金、インターネットプロバイダ料金等は運営者がそれぞれ契約の相手方に支払うこと。(別途、区が支払うこととなっているものを除く)また、運営者の契約に基づく支払債務について、履行遅滞、不履行などをしないこと。
- (2) 收受した文書類は、受領日を記録し、内容の重要度に応じて保管期間を定め、保管すること。
なお、区にあてた文書又は取扱いに疑義のある文書については、区に回送し、その指示を受けること。
- (3) 運営者は、各施設の運営及び事業実施上の瑕疵により、利用者その他の第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。このため、必要な範囲で、施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入すること。
なお、横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業では、会員の援助活動中の万一の事故に備え、提供会員及び利用会員の子供にかかる傷害保険や援助活動にかかる賠償責任保険、また会員の研修会、交流会等の事故に備えた会合傷害保険に横浜市が加入するので、これに関して運営者が保険に加入する必要はないこと。
- (4) ロゴマークの著作権・取り扱いについては、別途覚書により定めることとする。

別紙1 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の実施条件

1 業務処理の原則

- (1) 業務は、原則として横浜市が定める「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」等、関係規定に基づいて行うこと。
- (2) 横浜子育てサポートシステム事業の本部及び他区支部事務局と十分連携、調整を図ること。
- (3) 実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を活用し、各施設の居場所スペースにおける預かりの試行(後述)等、連携を図りながら事業を推進すること。特に、事業を通じて提供会員等多くの支援人材との関係性が構築されることから、これを支援者ネットワーク事業、人材育成・活動支援事業の推進に十分活かすこと。

2 区支部事務局

- (1) 区支部事務局は、主たる施設内に設けること。
- (2) 区支部事務局には原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局専用の電話を設けること。
- (3) 区支部事務局開設時間は、週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員利便性等に配慮して行うこと。

3 コーディネーター

- (1) 上記の区支部事務局に係る業務を行う職員を横浜子育てサポートシステムコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)という。
- (2) 主たる施設に配置する常勤職員のうち、1人は主にコーディネーターとしての業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。
- (3) 上記責任者を含め、区支部事務局には常勤職員、非常勤職員を問わずコーディネーターとしての業務を行う者を、常に配置すること。
- (4) コーディネートの一貫性に配慮し、コーディネーターとしての業務を行う職員は、全体で6人程度を上限の目安とすること。

4 入会説明

- (1) 区支部事務局の来所者に対する個別説明や来所が困難と考えられる人に対する訪問による説明等、入会希望者の意向を十分に把握でき、できる限り入会希望者の利便性に配慮した方法により実施すること。
- (2) 入会希望者が制度理解を深めることができるよう、原則として入会希望者と対面で行うこと。

5 会員管理

- (1) 新規会員に係る一連の事務(入会申込書の受理・処理、システム登録、会員証発行等)を行うこと。
- (2) 会員情報の変更、退会等の対応とともに、会員の登録に関しては、本部の指示のもと、年度ごとに更新・整理を行うこと。
- (3) 子サポde あずかりおためし券に係る一連の事務(配付、管理、申請のとりまとめ等)について、本部の指示のもと行うこと。

6 援助活動の調整

援助活動の調整は、コーディネーターが行い、会員間の連絡調整の仲介、援助活動に当たっての会員相互の事前打ち合わせへの同席など、援助活動が円滑に行われるための調整を十分に行うこと。

7 提供会員研修

- (1) 提供会員としての入会希望者に対しては、提供会員予定者研修を企画・実施し受講させること。
- (2) 援助活動の質の向上や安全確保のため、区内の提供会員に対するフォローアップ研修を企画、実施すること。
- (3) 企画にあたっては、会員ニーズを踏まえた適切な内容とし、提供会員の状況把握の機会として活用すること。

8 提供会員増加に向けての取り組み

地域の住民同士による援助活動が促進されるよう、利用会員と提供会員の区内の配置バランスを検討し、提供会員増加のための周知活動やイベント等を企画し、実施すること。

9 会員交流会

- (1) 会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するため、区内の会員等を対象とした交流会を企画、実施すること。
- (2) 企画に当たっては、会員ニーズを踏まえるとともに、会員の状況把握の機会や援助活動の質の向上の機会として活用すること。

10 施設内の居場所スペースにおける援助活動

個人宅での1対1の預かりに対する会員の不安を緩和し、活動を促進するため、施設内の居場所スペースにおける提供会員による預かりを必要に応じて実施すること。

11 両方会員による援助活動の促進

子育ての当事者同士の助け合いを促進するため、両方会員の登録と、両方会員による預かりを進めること。

12 事業報告

毎月の援助活動実績について拠点サイトを活用し、区及び本部に報告すること。

別紙2 利用者支援事業の実施条件

1 業務処理の原則

実施にあたっては、地域子育て支援拠点の他の機能を基盤として、一体的に機能させ、また、これを拠点事業全体の推進に十分活かすこと。

2 利用者支援専任職員

- (1) 上記の業務を行う職員を利用者支援専任職員（以下「専任職員」という。）という。
- (2) 各施設に配置する常勤職員のうち、各施設1人を専任職員として本業務を行うこと。
- (3) 専任職員は、子育て支援に理解が深く、意欲的な活動が期待できる者で、次の要件を備えていること。
 - ア 地域子育て支援拠点等、地域における子育て支援活動または活動支援の経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通した者
 - イ 子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)または市が認めた専任職員向けの研修課程をすべて修了した者

3 実施方法

- (1) 各施設内で、親子の居場所の提供時間に合わせて実施すること。また、必要に応じて、子育て中の親子が集まる場を活用した相談を行う。(家庭訪問は含まない。)
- (2) 各施設に専用の電話を設けること。
- (3) 相談を受ける際には、プライバシーの保護に配慮すること。

4 業務内容

- (1) 利用者支援
 - ア 電話・面接での個別相談に応じること。
 - イ 養育者が、必要な支援機関を適切に利用するために必要な情報の提供その他を行うこと。
 - ウ 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、養育者主体の選択の支援・支援窓口等への案内・仲介等を行うこと。
- (2) 地域連携
 - ア 地域子育て支援拠点のもつ機能を活用し、関係機関や地域の社会資源との間で、利用者支援に関連する情報の共有や関係性の強化を図ること。
 - イ 専門的な対応を要する相談については、速やかに関係機関に案内・仲介する等、適切な対応を行うこと。
 - ウ 関係機関に案内・仲介した後も、支援に携わるネットワークの一員として、役割分担に応じて支援を行うこと。

5 事業報告

毎月の事業実績について拠点サイトを活用し、区及び子ども青少年局へ報告すること。

令和7年度 青葉区 運営方針

I 基本目標

「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」の実現

青葉区は、計画的に整備された美しい街並みや豊かな自然に恵まれ、地域活動をはじめ、さまざまな活動が活発に行われている魅力にあふれたまちです。

令和7年度は、「横浜市中期計画 2022～2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえ5つの柱をもとに、施策・事業を進めます。

区民の皆様暮らしやすさやまちへの愛着をさらに感じていただくとともに、魅力的で選ばれる「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」の実現に向けて取り組んでいきます。

青葉区マスコットキャラクター
なしかちゃん



II 目標達成に向けた施策

横浜市中期計画 2022～2025 基本戦略

子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ

「住みつづけたい・住みたいまち 青葉」 の実現に向けた 5つの柱

①安心して出産や育児ができ、
子どもたちの未来を創るまち



▲地域子育て支援拠点ラフール

②健やかに暮らし、
いきいきと活躍できるまち



▲地域福祉保健計画の策定

③便利で魅力的な選ばれるまち



▲青葉6大学連携によるイベント

④いつまでも愛着を
持って暮らせるまち



▲都市農業の展開

⑤将来の世代にわたり安全・安心
に暮らせる持続可能なまち



▲小中学生向け防災講座

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

① 地域連携力を高めます

地域との「顔の見える関係」を大切にし、地域の実情や課題、想いを共有しながら、引き続き課題解決に取り組めます。また、地域のつながりを深めるために、コーディネート力を発揮し、地域の主体的な取組を支援します。

② 区民の皆様の信頼に応えます

職員一人ひとりが丁寧・迅速・正確な対応を心がけます。また区民の皆様の想いを受け止め、しっかりと寄り添いながら、スピード感をもって対応します。事務事業の点検・効率化をはじめとしたリスクマネジメントを推進し、適正な事務の執行に努めます。

③ チーム力・職員力を高めます

課の枠を超えた情報共有や連携を強化し、協力し支え合える組織づくりを進めます。また、OJT、研修など人材育成に努め、職員のモチベーション・能力の向上、職場全体のチーム力を高めます。

【参考】主な事業・取組

※各事業の詳細は、青葉区 HP 「令和7年度青葉区予算」をご覧ください。



青葉区予算 HP

※項目ごとに、関連する「横浜市中期計画 2022～2025」の戦略・政策番号を<>書きで記載しています。各政策の詳細は、横浜市 HP 「横浜市中期計画 2022～2025」をご覧ください。



横浜市中期計画 HP

1 安心して出産や育児ができ、子どもたちの未来を創るまち

誰もが安心して出産や子育てができ、未来を担う子どもたちが社会との関わりの中で健やかに成長できる環境づくりを進めます。また、引き続き「子育てしたいまち推進モデル地区」の取組を推進します。

子育て支援事業

<中期計画 戦略1 政策1・2>

地区別ネットワーク連絡会で話し合われた地域課題を踏まえ、子育て相談や遊び等を通じて養育者の孤立感や育児不安を軽減するための取組として、出張子育て相談ひろば「おでかけラフル」を町内会館や公園等で実施するなど、子育て支援を推進します。

【主な事業・取組】

・子育て支援ネットワーク連絡会、こどもの育ち応援事業

児童虐待・DV対策事業

<中期計画 戦略1 政策4>

児童虐待やDVなど不適切養育を防止するため、児童虐待防止対策や女性福祉相談の支援を強化します。また、子育て中の区民も区役所窓口での相談や手続き等に安心して専念できるよう、こども家庭支援課の窓口脇スペースにおける見守り保育を拡充します。

【主な事業・取組】

・児童虐待対策事業、DV 専門相談

子育てしたいまち推進モデル地区【政策経営局 他】

<中期計画 戦略1 政策1・2
戦略9 政策36 他>

子育てしたいまちの実感につなげるため、複数の施策をエリアで一体的に展開する手法を美しが丘地区でモデル的に実施します。

地域子育て支援拠点事業「出張ひろば」【こども青少年局】

<中期計画 戦略1 政策1>

たちばな台、桜台には親子が集える常設の居場所がなく、急激な人口増加が見込まれるエリアであるため、たちばな台町内会館をお借りして、地域子育て支援拠点ラフルが出張する「ふらっとラフルたちばな台」を毎週金曜日に実施します。

2 健やかに暮らし、いきいきと活躍できるまち

誰もが自分らしく健やかに暮らすことができるよう、地域での支え合いを支援するとともに、いくつになっても生きがいや役割を持って活躍できるための取組を進めます。

<p>地域福祉保健推進事業 ＜中期計画 戦略2 政策10＞</p>	<p>青葉かがやく生き生きプラン（地域福祉保健計画）第5期計画の策定を通じて、地域福祉の理解促進に取り組むとともに、地域・事業者と協働して、身近な支え合いの仕組みづくりを進めます。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉保健計画の啓発・推進、青葉ふれあい見守り事業
<p>地域包括ケアシステムの推進事業 ＜中期計画 戦略2 政策15・16＞</p>	<p>超高齢社会においても、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策を実施し、社会参加促進のためのeスポーツ活用等を支援します。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援事業、シニアの社会参加推進事業
<p>障害者ふれあい事業 ＜中期計画 戦略2 政策13＞</p>	<p>青葉区の障害福祉に関する相談窓口やサービス提供事業所等を1冊にした当事者向け冊子『あおばでくらす』を改訂し、障害児者が青葉区での生活・就労等をしやすくなるようにします。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児者支援事業、障害児者福祉普及啓発事業
<p>あおば地域サポート事業 ＜中期計画 戦略2 政策9＞</p>	<p>地域活動の中での悩み解決につながるヒントとなる講座を新たに実施し、地域活動団体同士のつながりを生み出すことで、活動を応援します。さらに地域活動のスタートを支援する補助金の交付など、さまざまなアプローチにより持続可能な人と地域のつながりづくりを実施します。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決応援事業、あおばスタート補助金

3 便利で魅力的な選ばれるまち

区内事業者や大学などと連携し、地域課題の解決や魅力の創造に取り組むことで、暮らしやすく便利で魅力的なまちを実現します。

<p>まちづくり・データ活用推進事業 ＜中期計画 戦略5 政策27＞</p>	<p>時代とともに変化する区民ニーズを捉えた地域課題の解決を推進するため、区民意識調査等を実施します。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民意識調査、都市計画マスタープラン等の改定に向けた準備
<p>青葉6大学連携事業 ＜中期計画 戦略4 政策23＞</p>	<p>区内にキャンパスを有する6つの大学（國學院大学、星槎大学、玉川大学、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜美術大学）と締結した連携・協力に関する基本協定に基づき、区・大学双方の魅力発信や地域課題の解決に向けた取組を連携して行います。</p> <p>【主な事業・取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生による地域の課題解決事業
<p>都市計画道路の整備【道路局】 ＜中期計画 戦略9 政策36＞</p>	<p>川崎町田線（恩田地区）の年度内の開通を目指し、交差点改良工事等を進めます。また、川崎町田線（田奈地区）、恩田元石川線（鉄地区、元石川地区）では引き続き用地取得を進めます。</p>

4 いつまでも愛着を持って暮らせるまち

花・緑・農等、青葉区が誇るさまざまな特色を生かした事業・取組を通じて、いつまでも愛着を持って暮らせるまちを目指します。また、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて青葉区から盛り上げていきます。

<p>花と緑があふれる街事業 <中期計画 戦略7 政策31></p>	<p>花と緑があふれ潤いのある街づくりを進めるため、緑化ボランティア「あおば花と緑のサポーター」の活動の支援や研修会を開催します。 【主な事業・取組】 ・ボランティア育成事業、ボランティア支援事業</p>
<p>青葉区における都市農業の展開 <中期計画 戦略7 政策32></p>	<p>青葉区の特色である農業を生かして将来にわたり魅力あるまちを目指すため、青葉区における都市農業への理解促進や地産地消の推進に取り組みます。 【主な事業・取組】 ・あおば地産地消推進事業、農を身近に感じる事業</p>
<p>GREEN×EXPO 2027 開催に向けた機運醸成 <中期計画 戦略5 政策26 戦略7 政策31></p>	<p>開催まで2年をきったGREEN×EXPO 2027について、花・緑・農等、青葉区が誇るさまざまな特色を生かしたイベントの開催などで盛り上げていきます。</p>

5 将来の世代にわたり安全・安心に暮らせる持続可能なまち

市民生活に不可欠なインフラを適正に維持管理していくことに加え、災害等のさまざまなリスクに備えた、将来の世代にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、脱炭素社会の実現に向け取り組むことで、持続可能なまちを目指します。

<p>郊外部における脱炭素化の促進 <中期計画 戦略3 政策18、 戦略5 政策28></p>	<p>桐蔭横浜大学と連携し、区内小学校にペロブスカイト太陽電池（※）を用いた環境出前授業を実施します。また、日常で取り組める脱炭素化の取組としてシェアサイクルのポート設置を進めるなど、郊外部の移動における脱炭素化に向けたPRを行います。 【主な事業・取組】 ・環境出前授業、移動における脱炭素化キャンペーン</p>
<p>青葉区防災の街づくり事業 <中期計画 戦略2 政策17 戦略8 政策33～35></p>	<p>災害に強い人づくり、避難者対策、医療救護等の対策、災害時のペット対策に重点をおき、地域防災力の向上に取り組みます。 【主な事業・取組】 ・地域防災拠点支援事業、防災啓発事業、災害時のペット対策事業</p>
<p>地域防犯の支援 <中期計画 戦略3 政策9></p>	<p>防犯グッズの貸与のほか、緊急的な補助金の交付や防犯カメラ設置費用の補助拡大など、区局で地域が行う防犯活動を支援し、安全安心なまちづくりを推進します。</p>

※ペロブスカイト太陽電池とは、桐蔭横浜大学医用工学部の宮坂力特任教授が発明した次世代型の太陽電池です。従来のシリコン型太陽電池と比べ、薄くて、軽くて、曲げられるといった特徴があり、さまざまな用途へ展開できることから、再生可能エネルギー拡大の切り札として期待されています。

事業名及び事業内容（事業費：千円）

執行状況（8月31日時点）

21

2 子育て支援事業 こども家庭支援課

妊婦とそのパートナー及び子育て中の養育者の育児不安や孤立感を軽減し、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実を図ります。実施にあたっては、地域子育て支援拠点や地域の子育て支援者・機関と、連携・協働しながら進めます。

(1) つながりミーティング

地域における切れ目のない子育て支援の推進に向け、妊娠期から青少年期までの各分野における子育ての現状・課題や、それぞれの取組について共有する場を設けます。

・実施回数：年2回

実施日：7月4日
場所：青葉区役所3階会議室
参加者数：22人

事業名及び事業内容（事業費：千円）	執行状況（8月31日時点）
<p>(2) 赤ちゃん教室 区内18 会場で専門職による講話・指導を行い、地域での仲間づくりの機会の提供と初めての子育てに戸惑う保護者の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：月1回（8月、1月を除く）×18 会場 ・実施場所：地区センター、地域ケアプラザ、自治会館等、区内18 会場 ・対象：青葉区在住の第1子の0歳児とその保護者及び妊婦 <p>(3) 地域子育て情報提供 子育て情報提供員が区内の子育て情報を区民の皆様に窓口にて提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て情報提供員：毎週月曜日～金曜日（8:45～17:00）※休庁日を除く <p>(4) 赤ちゃん休憩室 地域のボランティアと協働で、市営地下鉄あざみ野駅構内のスペースに親子が休憩等で利用できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所時間：毎週月曜日～金曜日（10:00～16:00、祝日含む）※年末年始を除く ・実施場所：市営地下鉄あざみ野駅改札口前スペース <p>(5) 乳幼児健診ふれあい見守り保育 健診会場にてきょうだい児並びに受診対象者及びその保護者のサポート等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：毎月7～8回（年91回） <p>(6) プレパパ・プレママクラス 赤ちゃんの抱き方や沐浴体験等を通じて、出産前から両親共に必要な知識を得て産前産後のイメージができるようになることで、安心して子育てができるようプレパパ・プレママクラスを実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：合計24回（平日年6回、土曜日年18回） ・実施場所：区役所（平日及び土曜日）、地域子育て支援拠点ラフル（土曜日） 	<p>実施回数：72回 参加者数（延べ）：614組</p> <p>実施回数：合計38回 ボランティア参加者数（延べ）：86人</p> <p>実施回数：合計10回 平日3回（区役所） 土曜日7回 （うちラフル5回） 参加者数：延べ124組、延べ235人</p>

事業名及び事業内容（事業費：千円）	執行状況（8月31日時点）
<p>(7) 子育て支援ネットワーク連絡会<拡充></p> <p>ア 全体会：年3回 区全体の課題を共有しネットワークの構築を図ります。</p> <p>イ 地区別連絡会：年11回（11か所×各1回） 地区の特性を踏まえ、より身近な地域でのネットワークが構築できるよう11か所のエリアに分けて開催します。また、地域子育て支援拠点ラフールに連絡会の運営やエリアごとの課題解決に向けたサポートについて一部委託します。 ・実施場所：地域ケアプラザ</p> <p>ウ 関係機関向け研修会：年1回 子育て支援を担う関係者・関係機関が、支援を受ける人の立場や思いを理解し、頼られるスキルを身に着けるために、関係機関向けの研修会を行います。 ・実施時期：8月</p> <p>エ 出張子育て相談ひろば：年14回 <新規> 地区別ネットワーク連絡会で話し合われた地域課題を踏まえ、子育て相談や遊び等を通じて養育者の孤立感や育児不安を軽減するための取組として、出張子育て相談ひろば「おでかけラフール」を町内会館や公園等で実施します。地域子育て支援拠点ラフールに一部委託して行います。</p>	<p>ア 実施日：6月26日 参加者数：12人</p> <p>イ 実施日：7月23日（谷本・上谷本エリア） 参加者数：12団体、20人</p> <p>ウ 実施日：8月27日 参加者数：47人</p> <p>エ 実施回数：6回 参加者数（延べ）：101人</p>

事業名及び事業内容（事業費：千円）	執行状況（8月31日時点）
<p>再配当事業 子育て支援者事業（こども青少年局）</p> <p>「子育て支援者」に育児のちょっとした相談ができる遊び場「ほっこりんこ」については、地区センター等を活用し、区内15か所で週1回実施中です。</p> <p>「子育てしたいまち推進モデル地区」の取組の一環として、令和7年4月から、美しが丘公園こどもログハウスを追加し、毎週金曜日午前中に開催します。</p>	<p>実施回数：22回 参加者数（延べ）：子184人 計340人</p>
<p>再配当事業 地域子育て支援拠点運営事業（こども青少年局）</p> <p>地域子育て支援拠点による「出張ひろば（アウトリーチ型支援）」（※）については、令和2年度以降、神奈川区、港北区、戸塚区で先行実施しており、今後、充実の方向性が示されています。</p> <p>青葉台駅の北に位置するたちばな台、桜台には親子が集える常設の居場所がなく、急激な人口増加が見込まれるエリアであるため、たちばな台町内会館をお借りして、地域子育て支援拠点ラファールが出張する「ふらっとラファールたちばな台」を毎週金曜日に実施します。</p> <p>※「出張ひろば（アウトリーチ型支援）」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や親子が事前予約なしで利用できる地域子育て支援拠点以外の居場所 ・1日5時間以上、かつ週1日以上実施するもの 	<p>実施回数：22回 参加者数（延べ）：230組 計499人</p>  <p>「あおバリューTV」（令和7年7～9月放映中）</p>
<p>局事業 親と子のつどいの広場事業（こども青少年局）</p> <p>未就学児とその保護者が気軽に集う居場所の一つである「親と子のつどいの広場」については、マンションの一室等で、NPO法人などの市民活動団体が区内6か所にて運営中です。</p> <p>市が尾駅から約1キロ以上ある市ケ尾町内（東市ケ尾小学校付近）で、親と子のつどいの広場の運営を希望する団体を新規募集しました。応募があった場合で、かつ選定された際には、令和7年12月の事業開始となります。</p>	

事業名及び事業内容（事業費：千円）	執行状況（8月31日時点）
<p>(8) こどもの育ち応援事業<拡充></p> <p>見通しをもった育児ができることで、養育者の育児不安が緩和され、子どもが健やかに育つことを目指して、養育者向けの講座を実施します。また、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人の養育者と子どもを対象としたこんにちは赤ちゃん訪問を実施します。</p> <p>ア 親育ち講座：年3回 幼児期の発達に応じた親の関わり方の具体的な方法を学ぶ講座を開催します。</p> <p>イ 妊娠期からのメンタルヘルス講座：年2回 安心して出産・育児が出来るよう、妊娠中や産後の心の変化について精神科医から学ぶ講座を実施します。妊娠期で体調がすぐれない場合でも気軽に受講できるようWEB形式で開催します。</p> <p>ウ 子育て相談ひろば「にこにこ」：年6回 1歳6か月児健診時にこどもの発達に不安があった養育者を対象に、対面による相談の機会をつくり、その後の経過を確認し、必要な支援につなげていきます。また、家庭内でのより良好な関わりが持てるよう、遊びを通じた発達の促し方等を紹介します。 ・対象：子どもの発達に不安がある概ね1歳9か月から2歳3か月までの子どもと養育者</p> <p>エ 小児科医による講演会：年1回（2部制：10月22日、29日実施予定） 安心して育児ができるよう地域の小児科医師から、子どもの病気や日常でおこりやすい事故、ケガの対処や予防などについて学ぶ講演会を開催します。乳幼児がいても気軽に受講できるようWEB形式で開催します。 ・対象：0歳から3歳までのこどもを子育てしている方や妊婦の方</p> <p>オ 外国人パパママこんにちは赤ちゃん訪問：年12件 外国語を話せるボランティア等による訪問を実施します。</p> <p>カ 産前産後のからだケア：年34回 <新規> 養育者の心身のリフレッシュと産後うつ予防に向けて、育児に関する身体の使い方やトラブル・痛みを予防する姿勢づくりのためのストレッチを指導する機会を設けます。</p>	<p>実施日：7月12日 参加者数：20人</p> <p>実施回数：2回 参加者数：35組75人</p> <p>訪問件数：7件</p> <p>実施場所（通年）：地域子育て支援拠点、子育て支援者会場、親と子のつどいの広場 実施回数：7回 参加者数（延べ）：38人</p>

令和7年度 個性ある区づくり推進費 自主企画事業費

青 葉 区

事業名及び事業内容（事業費：千円）	執行状況（8月31日時点）
<p>（9）子育て情報発信事業＜拡充＞ 子育て世代が地域とつながり、孤立することなく子育てできるよう、地域に密着した情報を発信するために地域子育て支援拠点のホームページを7月31日から拡充します。区の子育て情報発信アプリ「Aonico」については、「パマトコ」が横浜市のイベント情報の発信や各種オンライン申請もできることを踏まえて、9月に終了し、「パマトコ」へ一本化します。</p>	<p>青葉区子育て情報発信アプリ 「Aonico（あおにこ）」 登録者数：4,397人（8月29日時点） 7月31日からホームページ拡充</p>

青葉区地域子育て支援拠点事業 5か年のまとめ 実施概要

対象事業	青葉区地域子育て支援拠点事業
対象期間	令和3年度～令和7年度(5か年度)
事業の実施者	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ パレット
	青葉区こども家庭支援課
実施目的	<p>1 今期5か年の事業を振り返り、成果や課題、今後の方向性などを整理します。</p> <p>2 市民協働事業の実践を通じて経験を蓄積し、その後の市民協働や市民協働事業に活かしていくため、また、当該協働事業の当事者だけでなく、多くの市民等の協働への参加意欲を高めるため、当該評価を公開し、透明性を高めます。</p>
実施時期	令和7年7月
実施について	<p>拠点事業は、区と運営法人との協働により進めています。 毎年度、事業ごとに定めている「目指す拠点の姿」に沿って役割分担し、行動計画を立て、年度末には「振り返りの視点」に沿って取組の振り返りを行いながら事業を進めてきました。また、中間期には「有識者を交えた事業評価」を実施し、事業の運営・管理にフィードバックして拠点運営状況の向上を図っています。 今回は、中間期に行った「有識者を交えた事業評価」にその後の事業振り返りを加え、今期5か年のまとめとしました。</p> <p>【参考】 拠点の7事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供（親子の居場所事業） 2 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること（子育て相談事業） 3 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること（情報収集・提供事業） 4 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること（ネットワーク事業） 5 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること（人材育成、活動支援事業） 6 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関すること （横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業） 7 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関すること（利用者支援事業）

1 親子の居場所事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①利用者を温かく迎え入れる雰囲気のある場になっている。	・より良いひろば運営となるよう、養育者の声の把握とスタッフ一人ひとりの能力向上に取り組んでいく。 ・ひろば利用期間が短くなっている中でも子育ての情報や知恵を伝え、親も子も育ち、就園後も利用できる場となるよう取り組む。	A	A
②多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場になっている。		B	B
③養育者と子どものニーズ把握の場になっている。		B	B
④親(養育者)自身が親として育ち、また子どもが育つ場となっている。		B	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

利用者数	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
青葉台	28364	15347	18789	25196	26606	26188
市ヶ尾	11802	11802	12987	13774	13258	13081
合計	40166	27149	31776	38970	39864	39269

プレパパプレママ利用者数	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
青葉台	364	172	246	284	383	278
市ヶ尾	40	120	188	249	210	86
合計	404	246	434	533	593	364

父親利用者数

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
青葉台	1149	700	908	1362	1738	1416
市ヶ尾	445	440	554	568	613	546

0歳児利用者数

者数	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
拠点合計	6695	5011	5710	7525	6909	16562
1日平均	27.6	20.6	23.6	31.1	28.2	68.7

新規登録者数	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
青葉台	1384	734	915	1119	1439	825
市ヶ尾	588	425	572	618	740	466
合計	1972	1159	1487	1737	2179	1291

0~2か月の登録者数 R1年度 141名 R2年度 59名 R3年度99名 R4年度108名

外国にルーツのある親子:R2年度413組 R3年度677組 R4年度892組

【拠点利用者アンケート結果】親子でよく利用する場所 公園(平日49%休日82.6%)、商業施設の遊び場(平日18.3%休日62.6%)、地区センター(平日7.9%休日3.6%)、ケアプラザ(平日6.2%休日0.4%)

※0~2か月の登録者については、R6より新システム導入により、数の把握ができなくなったため、0歳児の利用数を掲載。

1 いつでも気軽に安心して訪れることができる場になるよう、コロナ感染拡大状況と両拠点それぞれの利用状況を考慮して、入替制、予約制の時間帯を設けるなど配慮しひろばを開催した。入場人数の制限や館内設備・おもちゃなどを清潔に保ちつつ利用者の安全面と居ごちの良さを考慮しながら温かい雰囲気になるように努めた。利用者がひろばに求めるものと感じる不安のバランスを図ることが難しかった。不快な思いを持つ利用者には丁寧に対応した。コロナ後、青葉台では1Fの入り口にもう一つ看板を出し「今日のラフール」と題してその日の企画や広場の様子、季節の挨拶など呼びかけの言葉を手書き文字とイラストで日替わりで書いた。エレベーターの中にも広場の様子が分かる写真を掲示した。市ケ尾では外の掲示板を活用するとともに、掲示板付近に立ち止まる人へは可能な限りスタッフから声をかけた。

2 多様な世代、国籍、性別、子育て状況を理解して受け入れ、利用者同士が関わる機会が持てる企画を行うなど配慮した。

3 利用者の数と年齢層の変化から、ひろばの環境設定を見直した。日々親子の声を拾うことでニーズを把握し新たな発想、手段(企画)を取り入れたひろばづくりを行った。

4 コロナ禍では難しさもあったが、養育者が親として育つ場になるような企画を展開し、様々な遊びのなかで子ども同士がふれあいを通し親子ともに育つ場になるように心掛けた。

5 新スタッフへの研修は、OJTを取り入れた。日々の振り返りや研修を行いそれぞれの能力の向上に取り組んだ。

6 就学前までが利用対象であることを周知する機会を作り、3才以上を対象とした企画にも取り組んだ。

☆区の協力を得てマタニティークラス・プレパパプレマクラスで拠点の機能・妊娠期のプログラムを紹介し、産前からラフールを知る機会が増やせた。サテライトの立地条件を生かして行ったプレママちょこっと見学デーの効果が大きい。産後の生活をイメージしてもらおうと共に、産後出かける場所として認知してもらおうことを目指した。生まれて子が0~2か月の時期に来所した数が増えた。

評価の理由(区)

①コロナ禍であっても利用者が安全に利用することができるよう、拠点とともにひろばの現況について検討した。母子健康手帳交付時面接や転入時の諸手続き時、両親教室や乳幼児健診時等、区の様々な場面で拠点を積極的に紹介した。親子の居場所等の定例的な開催がないエリアを拠点と共有し、「金曜日はふらっとラフールたちばな台」開設に向け、会場の検討、地区への説明等準備を行った。

②多様な世代・家族構成・外国籍の親子も利用しやすい場となるように、拠点とともに検討した。シングルママのトーク・ふたごみつごタイム等の特定の対象者のイベントに参加できるよう、必要な人に紹介、案内を行った。また、利用者のニーズ(専門相談員のいる日等)に合わせて拠点の事業を紹介し、利用につなげた。生活困窮者やひとり親の事業等は区の社会福祉職とも連携して周知を行った。子育て支援担当だけでなく、こども家庭係、こどもの権利擁護担当、学校連携・こども担当、保育担当等が拠点について理解を深められるよう見学会を実施した。

③拠点の利用状況やニーズ、意見・アンケート結果等を定例会にて共有した。

④養育者向け講座の内容を拠点と検討、情報提供した。親の育ち支援のため、保健師による健康講話を実施した。また、健康づくり係とも協働で講座を開催した。

☆区で実施しているハローベビークラス終了後に、ラフールサテライト見学会を企画し、妊娠期から訪れる場としての周知・協力を行った。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・コロナ禍が終息したことで、各イベントを企画することができ、多くの利用者の来所につながった。
- ・子育てひろば等の空白地だったたちばな台において、新たな子育てひろばを開所(週一回開催)したことで、拠点への来所が難しい子育て世代の利用につなげることができた。

(課題)

- ・土曜日の拠点の利用者が増えているため、開催方法等を工夫する必要がある。
- ・多様な利用者にとって、安心して気軽に訪れることができるような工夫を一層進めていく必要がある。

振り返りの視点

ア いつでも気軽に訪れることができ、安心して過ごせるような配慮、工夫をしているか。

イ 居場所を訪れる様々な利用者(養育者、子ども、ボランティア等)の間に、交流が生まれるように工夫しているか。

ウ 多様な養育者と子どもを受け入れる配慮や工夫をしているか。

エ 養育者と子どものニーズを把握するための工夫をしているか。

オ 把握されたニーズを区関係機関と共有し、ニーズに応じて必要な支援や新たな事業、事業の見直しにつなげているか。

カ 子どもの年齢・月齢に応じた遊びの環境が整備されているか。

キ 子ども同士の関わりが尊重され、子どもが健やかに育つために必要なことに養育者が気づき、学ぶ機会を提供する場となっているか。

ク 養育者同士が相談、情報交換し、課題解決し合う仕組みや仕掛けがあるか。

2 子育て相談事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題		自己評価(A~D)						
			法人	区					
①養育者とスタッフとの間に安心して相談できる信頼関係ができ、気軽に相談ができる場となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き研修や日々の振り返りの場を通じてさらに事業を充実させる。 ・外国籍の方や養育者以外からの相談が増えている。今後も引き続き関係機関とも連携していく。 		B	B					
②相談を受け止め、内容に応じて、養育者を関係機関につなげている。また、必要に応じて継続したフォローができています。			A	A					
評価の理由(法人)									
(主なデータ)									
延べ相談件数	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
青葉台	2,992	1,694	2,144	1,791	1,818	1,592			
市ヶ尾	1,832	1,283	1,478	2,230	1,523	1,523			
計	4,824	2,977	3,622	4,021	3,341	3,115			
R6相談	親自身	%	生活	%	発育	%	その他	%	計
青葉台	460	29.0	345	22.0	297	19.0	490	30.0	1,592
市ヶ尾	516	34.0	318	21.0	278	18.0	392	27.0	1,523
相談年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	不明	相談集計		
R5 青葉台	734	507	323	145	97	12	1818		
市ヶ尾	650	376	240	119	117	15	1523		
合計	1384	883	563	264	214	27	3341		
相談年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	不明	フレババ フレママ	計	
R6 青葉台	563	437	307	132	142	5	6	1,592	
市ヶ尾	599	457	223	135	107	1	1	1,523	
合計	1,162	894	530	267	249	6	7	3,115	

スタッフ研修: R3.6「ひろばでの利用者との話の聞き方、話し方、基本姿勢」

R4.3「産前～乳幼児を育てる養育者への寄り添い」

R4.2「コロナ禍における親・子のからだ、こころ」

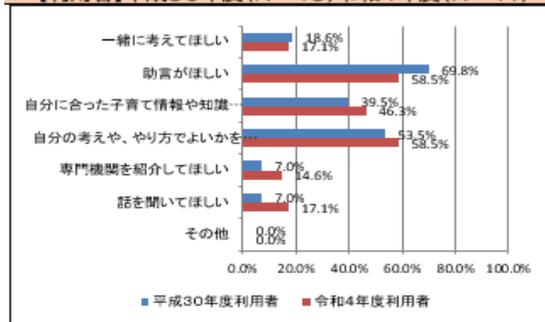
R5「青葉区分析シートを読み解く」・改訂版「ラフルンにおける相談」・情報提供について

R6.7「ひろばでのスタッフ対応について」

【拠点利用者アンケート結果】「助言がほしい」「自分の考えややり方でよいか確認してほしい」と回答した者が多かった。

専門相談員との相談の通訳ボランティア依頼数 4件

【利用者】平成30年度(N=43)令和4年度(N=41)



- 1 ラフルンHPに相談受付窓口を作り、来所する前に相談予約ができる仕組みを作った。多い人数ではなかったが入り口を増やしたことで、時間外のアプローチを受け入れられるようになった。
- 2 コロナ禍では、スタッフの研修をオンラインで行うことを基本とし、感染率が落ち着いている時期には参集でも行った。研修では、答えを求める利用者への対応についても学ぶ機会が持てた。
- 3 R4年度、サテライトの相談者数が増加。全スタッフが両拠点を経験し、環境による話しやすさを工夫することにつながった。今後も両拠点の特色を生かし、相談しやすさを考え対応する。
- 4 継続して専門相談員のいる日を両拠点で設置している。相談者が増えている。
- 5 相談内容によってはチームで対応し、必要に応じて迅速に区や関係機関と連携している。
- 6 アンケート結果より答えを求めている利用者も多く、ラフルンの考えるひろば相談の対応と利用者が求める相談対応に違いがあることが分かった。話したい時に話せる環境を整えていくことで、利用者が思いを吐露し、ともに考える関係を目指していく。

評価の理由(区)

- ①相談者のニーズや拠点での相談内容の傾向等を拠点と共有しながら、相談しやすい場となるよう検討した。また、拠点との定例会で、事業担当保健師と子育てパートナーが情報共有、意見交換を行うことで、相談状況(内容や実績)や利用者の特徴、拠点で相談することの利点を確認し、拠点で気軽に専門職と相談ができることを区民に周知した。必要に応じて、区で実施している研修を紹介し、スタッフのスキル向上に繋げた。
- ②拠点での相談状況を共有し、拠点における、よりよい相談対応について検討した。早急な対応が必要な相談があった場合は、迅速な情報提供を依頼し、タイムリーな区の地区担当保健師らによる支援につながった。

拠点事業としての成果と課題

- (成果)
- ・専門相談員への相談件数が増加しているため、開催時間を延長するなどして、多くの利用者が必要な子育て相談を行える環境を整えた。
 - ・相談内容や傾向を区と拠点で適宜共有することで、利用者に寄り添った効果的な対応につなげることができた。
- (課題)
- ・様々な利用者に寄り添った対応を行うため、区と拠点との情報共有の活性化等をさらに行う必要がある。
 - ・利用者に対してより適切な対応が行うことができるように、拠点スタッフ間でコミュニケーションを活発に取ったり、研修を実施していく必要がある。

振り返りの視点

- ア 養育者が相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- イ どのような相談に対しても傾聴し、相手に寄り添う相談対応を行っているか。
- ウ 相談内容の傾向を把握し、振り返りを行い、望ましい対応の検討や共有に努めているか。
- エ 各種専門機関の役割を把握し、養育者への効果的な支援を行うための連携、連絡体制を作っているか。
- オ 専門的対応が必要と考えられる相談について、適切に対応しているか。
- カ 関係機関とつながった後にも、役割分担に応じて、継続的な関わりを持っているか。

3 情報収集・提供事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①区内の子育てや子育て支援に関する情報が集約され、養育者や担い手に向けて提供されている。	必要な情報を養育者一人ひとりや各関係機関に的確に届ける方法について区と拠点が共に具体的に検討していく。	A	A
②子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることが、区民に認知されている。		B	A
③拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わっている。		A	A
☆乳幼児健診ワクワク情報コーナー(4か月健診)を運営している。		A	A
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <p>【拠点利用者アンケート結果】</p> <p>「欲しい情報が得られる」:利用者H30年度84%→R4年度89%、無作為H30年度76%→R4年度73%</p> <p>「ラファールのHP、ブログ、Instagram、Facebookを見たことがある」利用者86%、無作為47%</p> <p>「ラファールで情報の収集と提供の機能について活用している」:支援者H30年度57%→R4年度71%</p> <p>「情報を得るために利用」:H30年度21%→R4年度32%</p> <p>「Aonicoアプリを知っている」利用者64%、無作為34%、関係者70.3%</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラファールHPアクセス数 1期約7,000件/月→2期約10,800件/月 ・ラファールInstagramフォロワー数 1977人(R7年4月) インスタグラムページビュー数 40,679件/月 ・Aonico登録者数4519人 2024年度Aonicoアクセス数 88,292件/月、ラファールが地域の子育て情報を収集、発信する「地域の子育てイベント」コーナーの年間発信数7,708件(2024年度) 情報発信数 約2,600件(2025年6月時点) ・ラファールニュース月平均発行部数:現在4,500部 配架先:2期約210か所→現在260か所 横浜市PRボックス18か所・商業施設、医療機関10か所配架 ・青葉区子育て情報発信デイ&ラファールminiひろば@青葉台東急スクエアアトリウム(R6年) 172名 ・4か月健診ワクワク情報コーナー利用者 年間400名(R6) 			

1 コロナ禍で家から出られない・交流ができないなど、未曾有の社会状況の中でも、養育者や担い手が情報を入手しやすいように、従来の紙媒体の「手渡し」を基本にしつつも、新しい情報収集・発信手段を導入した。そのひとつとして区とともに新たに導入した子育て応援アプリ『Aonico』は、効果的な手法となった。

区内70か所に配架していた子育て情報ファイルをWEB化し、ホームページからいつでも子育て情報が見られるようになった。区内の子育て資源が一目で見られる子育てワクワクマップを作成した。Instagramは年々フォロワーが増え、令和7年7月現在、1か月で10万回を超えるページ閲覧数を得られている。

2 養育者や担い手が必要としている情報ニーズをネットワークやひろば相談など様々な機会に捉えることができた。コロナ禍の大きな課題は、地域の子育て支援会場情報の開催可否をタイムリーに伝えられることであった。Aonicoの運営により、地域の施設や支援者が、ラフルに情報を届けると、養育者に伝わると認識してもらえたことは大きな成果である。常に周知依頼を受け、アプリやラフルのSNS、ホームページで発信している。

地域からの子育て情報を収集し、青葉区子育て応援アプリ『Aonico』では5,000名近くの登録者へ毎月「地域の子育てイベント」を年間約5,000件発信した。

3 横浜市PRボックス、店舗店頭、小児科医を活用してラフルニュース、リーフレットの配架を行った。ハマハグの登録店募集も、地域での情報配架につながっている。

4 区内の大規模商業施設内、区役所での青葉区民まつりの2か所で子育ての現状と子育て支援情報発信企画を実施した。広く区民に子育て応援団となってもらうための広報の場として今後も計画していく。

5 ラフルニュースやホームページで養育者自らが記事を考え、取材を行い発信する体制を作り、養育者自身が同じ子育て世代へ伝えたいメッセージを発信した。

6 青葉台・市ケ尾両拠点内の情報コーナーを整備し、どちらの拠点でも利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるように工夫した。また、ひろば内の情報配架、利用者への情報提供についてスタッフ研修でも取り組んでいる。

7 保育園にアンケートを実施して各園の子育て支援情報や親子へのメッセージを収集し、必要な利用者へ提供・発信を行った。

☆区とともにワクワク情報コーナーの運営を継続した。ラフルの紹介、地域情報の提供、健診の待ち時間の絵本読み聞かせや手遊びも実施して、4か月児健診に来る親子の不安や緊張をほぐす役割も担った。

評価の理由(区)

①区が把握している子育て関連情報については、拠点との定例会等を通して提供・共有を行った。地域の情報を集約できるよう、青葉区独自での子育て情報発信アプリ『Aonico』を立ち上げ、赤ちゃん教室や乳幼児健診や窓口業務の中で、区民に対して『Aonico』やラフルのSNSの周知を実施してきた。『Aonico』の終了に伴い、情報発信の方法についても区・ラフルで検討や状況の共有を行い、ラフルホームページの拡充という方向性を決定した。また、子育て支援ネットワーク連絡会を通して、ラフルに情報が集約されるよう、呼びかけを行った。

②ラフルに青葉区の子育て情報が集約されていることについて、転入者面談や、母子手帳面接、乳幼児健診、個別支援の場で周知した。青葉区役所に来た親子が、サテライトの情報コーナーに立ち寄れるよう、個別に声をかけ、乳幼児健診の案内にサテライトのチラシを入れる等、対応した。

区報などを通して、幅広い区民に対してもラフルの機能について周知した。子育て情報ファイルWEB版「子育て情報～Basic～」や「ワクワクMAP」の更新について、定例会等を通じて検討、内容の共有を行った。

③SNS掲載用に、赤ちゃん教室や子育て支援者の取材協力を行った。こんにちは赤ちゃん訪問員や主任児童委員から『Aonico』をすすめてもらうよう、情報提供を実施した。乳幼児健診の取材に協力し、健診の流れや、相談できること、健診の意味についてラフルから情報を発信してもらった。

☆乳幼児健診時にワクワク情報コーナーを利用するよう、孤立化が心配される親子(転入者、家族支援が少ない等)に対しては特に、積極的に案内した。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・子育て情報発信アプリ『Aonico』の導入により、拠点に情報を集約し、子育て世代へ発信する仕組みを整えることができた。
- ・WEB上での広報以外にも紙面での広報も需要があるので、利用者にあわせた広報媒体を選択し、実施することができた。

(課題)

- ・拡充した拠点のホームページについて、広報を進めていく必要がある。
- ・情報発信の手段について、子育て世代に合ったものを模索していく必要がある。

振り返りの視点

- ア 養育者や担い手が必要としている情報が何かをとらえ、区内の幅広い地域の子育てや子育て支援情報を収集・提供しているか。
- イ 来所が困難な養育者や担い手も含め、情報を入手しやすいよう、さまざまな媒体や拠点以外の場を通して情報発信しているか。
- ウ 利用者が情報を入手しやすく、自ら選べるひろば内の工夫をしているか。
- エ ネットワークを活かして情報を収集し、を養育者や担い手に提供しているか。
- オ 様々な子育て支援情報を拠点が集め、提供していることを広く区民に周知しているか。
- カ 養育者や担い手から拠点に情報が届けられる仕組みや工夫があるか。
- キ 情報収集・提供の企画に養育者や担い手が関わる仕組みや工夫があるか。

4 ネットワーク事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するためのネットワークを構築・推進している。	・各地区内のネットワークの状況を区と拠点で把握し、そのネットワークを今後どのように展開していくかを検討していく。	B	A
②ネットワークを活かして、拠点利用者を地域へつないでいる。		A	B
☆青葉区独自の特性を踏まえ、出張子育て相談ひろばを開催し、子育てニーズの把握及び、地域での子育て支援におけるネットワークの強化を働きかけている。		A	A
☆子育てサークル間のネットワークを構築・推進し、子育てサークルによる活動の支援を行っている。		A	B
評価の理由(法人)			
<p>(主なデータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区別ネットワーク連絡会;R3開催全地区出席。事務局4地区・R4全地区出席 事務局7地区 R5全地区出席 予定 事務局全地区 R6全地区出席 事務局全地区 ・R2支援者向け通信創刊、年3回発行 R3年2回発行、R4年2回発行 R5年2回発行 R6年2回発行 ・アウトリーチのひろば開催 R37か所 R4 6か所 R5 8か所 R6 8か所 ・あおば広場会議(区内つどいの広場5カ所との会議)R3 4回 R4 3回、R5 3回 R6 3回 毎年1回全体研修 ・関係機関との会議出席 R3 11回 R4 19回 R5 18回 R6 13回 ・一時保育一時預かりを考える会開催 R3 13園参加 R4 12園参加 R5 15園参加 ・「おさんぽde絵本スタンプラリー2024」協力37施設;青葉区役所 親と子のつどいの広場(5カ所)地区センター(5カ所)コミュニティハウス(8カ所)地域ケアプラザ(2カ所)山内図書館、男女共同参画センターあざみ野、おもちゃ文庫、おもちゃのひろば、美しが丘ログハウス、市民図書室(5カ所)ポケットライブラリー、文庫(3カ所) ・「ひろばde紹介」区内で親子が過ごせる場、人を紹介 <p>関係者へのアンケート結果より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ネットワークは、子育て支援に関わっている人たちがつながり、子育ての輪を広げるための機能です。その一員として関わりがありますか?」の問いに対し「関わっている」と回答した者の割合が増加した。関わって行きたい(知っていたが関わっていない+知らなかったが関わっていない)35.4%→32.6% ・「ひろばを地域の親子に紹介していますか?」の問いに対し「紹介している」と回答した者の割合が増加した。80.0%→87.1% ・「子育て相談はひろばや相談室で子育て期の心配事など気軽に相談できる機能です。地域の親子に紹介していますか?」の問いに対し紹介していると回答した者の割合が増加した。80.8%→83.2% 			

1 コロナの影響で地区別子育てネットワーク連絡会は、オンラインや人数を限っての開催となった。その中で聞かれる課題について区と共有し、ラフールのHPやSNSでの発信と共に青葉区子育て応援アプリ『Aonico』作成に向け当事者の意見集約など協力した。R4年3月にリリースした『Aonico』に掲載する情報をラフールに届けてもらうためにネットワークを駆使して依頼した。コロナがあけて顔を合わせての交流が復活し、コロナ禍の子育てを経験した親子の課題を共有した。それぞれの地区で特色ある活動が行われ、それを後押しすることができた。地区別ネットワーク連絡会に参加していない関係者との連携をシールラリーなどの企画を通して行った。

2 支援者向け通信を創刊した。コロナ禍で会えない中、支援者を紹介したり、ラフールの活動状況を共有したりすることで、支援者同士がつながることを目指した。定期刊行物としてコミュニケーションツールになっている。顔を合わせて交流ができるようになったが、年に数回は定期的に発行を続けた。青葉区での新たな支援活動などの紹介を行った。

3 コロナ禍で両拠点から遠い地区、資源の少ないところ、利用者が少ないひろばに出かけて拠点のひろばを開催した。支援会場の周知、支援者と利用者が出会う場、ラフールの役割を紹介する場として有効であった。令和7年度は親子の居場所のない空白エリアや新しく居場所を作ったところに年間14か所出かけている。

4 一時保育一時預かりを考える会を開催し、一時保育、一時預かりの目的、重要性を共有できた。ラフールからは、各事業所に利用を希望する当事者の声を伝えた。具体的な預かりの対応、工夫について話し合い、今後連携していくことの必要性についても共有できた。一時保育を始めたいと希望していた園に、意義、工夫、課題を伝え、実現に向けてのイメージを持ってもらった。

5 「おさんぽde絵本スタンプラリー」はコロナ禍で休止していたが、令和4年より再開した。絵本をツールとして、親子にいろいろな場所へ出かける機会の提供と、施設との顔の見える関係を作ることが目的である。身近な支援施設と利用者をつなぐ機会としての意義がある。現在「おさんぽde絵本シールラリー」として参加施設を増やして目的を果たしている。

6「ひろばde紹介」(旧名称「ひろばゲスト」)は、地域で活動している人、施設をひろばに招き、地域で多くの人の子育てを見守っていることを伝えている。その様子を動画撮影し、ひろばに来ることができない人に向けてもホームページ、Instagramで発信した。

7 ラフールの事業の周知が、地域の支援者を通して広まるように主任児童委員定例会、子育て支援者定例会、公私合同保育園長会などの機会を求めて行っている。

【拠点利用者アンケート結果】子育てサポートシステムと子育てパートナーを地域の親子に紹介しているとの回答が増加していないことが分かった。どちらも「知らなかったが紹介していきたい」とする回答は増えている。アプローチの不足している相手を見極めて周知協力につなげていく。

評価の理由(区)

①青葉区子育て支援ネットワーク連絡会事務局では、地区別連絡会の状況を共有しながら、課題解決や次年度の研修会の検討を行った。地区別子育て支援ネットワーク連絡会の事務局として、地域ケアプラザとともに連絡会の運営を共同で行った。拠点を中心に、地域の支援者同士が顔見知りの関係性を築きながら、ネットワークがより強化なものになるよう務めた。

また、区全域及び地区のデータ分析を通して、各地区の特徴や課題整理に取り組んだ。

②地区別子育て支援ネットワーク連絡会の場で、拠点に地域の情報を届けるよう呼びかけ、情報集約することで、拠点に来た親子を地域につなげることができた。

☆サークルリーダー交流会に参加し、子育て支援者によるサークル支援について情報提供を行った。区と拠点でサークルの現状について共有し、今後のサークル活動支援について子育て支援担当で話し合った。

☆出張子育て相談ひろばの開催場所は、地域課題を踏まえ拠点と共に選定した。実施時間や内容の拡充も図った。また、ひろばの周知を行うとともに、地区担当保健師が同行し、運営へ協力した。あわせて、公園で実施するため、土木事務所へ申請する際に必要な副申書の発行を行った。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・拠点も地区別子育て支援ネットワーク連絡会の事務局を担うことで、支援者同士のつながり作りをさらに強化することができ、地域での課題解決に向けて検討を深めることができた。
- ・区内の様々な場所での出張子育て相談ひろばを実施することで、拠点に来所が難しい子育て世代への拠点事業等のアプローチにつなげることができた。
- ・サークルリーダー交流会等を通じて、サークル支援を積極的に行うことができた。

(課題)

- ・地区別子育て支援ネットワーク連絡会を通じて、青葉区全体の情報だけでなく、各地区内での情報共有がスムーズになるように取り組む必要がある。
- ・出張子育て相談ひろばの実施結果等を踏まえ、開催場所やコンテンツ、周知方法等について検討を行う必要がある。
- ・各サークルの課題等に対して寄り添い、継続した支援を実施していく必要がある。

振り返りの視点

ア 地域の子育て支援関係者が、互いに知り合い、理解し、子育て家庭の状況及び子育て支援の情報や課題を共有するための場、機会をつくりだしているか。

イ 地域の子育て支援関係者が協力し、支え合えるように、関係者同士をつないでいるか。

ウ 子育て家庭や地域の子育て支援関係者のニーズを踏まえ、子育て支援分野に限らず、様々な社会資源と連携・協力した取組を実施しているか。

エ 養育者や子育て支援活動に関心のある人を身近な地域の子育て支援の場や地域の活動につなげているか。

5 人材育成・活動支援事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①地域の子育て支援活動を活性化するため、担い手を支えることができている。	・子育て世代以外への理解は、他拠点事業と共に連携しながら発展させていく。 ・シニア層はじめ、様々な世代の区民が子育て支援に関心を持てるように工夫して働きかけていく。	A	B
②養育者に対して地域活動の大切さを伝えるとともに、地域の子育て支援活動に関心のある人が、活動に参加するきっかけを作っている。		B	B
③広く市民に対して、子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気づくりに取り組んでいる。		B	B
④これから子育て当事者となる市民に対して、子育てについて考え、学び合えるように働きかけている。		A	A
評価の理由(法人)			
(主なデータ) ○支援者向け ①研修:R2年「発達障がいへの理解と保護者支援」(オンライン)70名程度参加 R3年「産前～乳幼児期を育てる養育者への寄り添い」53名参加 R4年2回開催「アレルギーを気にする親子への接し方」(オンライン)47名参加「配慮が必要な子を持つ養育者への対応」(オンライン)45名参加 R5年2回開催「預かり新制度についての説明会」(ハイブリッド)25名参加「産後の変化について」(ハイブリッド)49名参加 R6年2回開催「育てにくさを感じている保護者への寄り添い①」(ハイブリッド)49名「育てにくさを感じている保護者への寄り添い②」35名 ②講座:R3年「オンラインひろば 予約制のひろばを開催しよう」6名参加 ○区民向け・祖父母向け ①講座 R3年:区民向け講座「震災から10年、災害時の心構え」3名 「孫まご講座」5名 R4年「地域でつながる子育て」(ハイブリッド)会場9名オンライン23件 「防災講座 地域における被害想定・基本的な災害への備え・風水害への備え」3名 R5年「青葉区子育て情報発信デイ&miniひろば親子21組区民多数 R6年「青葉区子育て情報発信デイ&ラフールminiひろば 親子61組区民20名 区民講座「防災」14家庭18名 孫まご講座16名 ○パパプレパパに向けた企画 R2年両拠点月1回プレパパプレママの子育てプチ体験開始(現在も続く) パパ講座R3年「体を使って子どもと遊ぼう&ワークライフバランス」2組参加 R4年「子育てははじめの一步」5組参加「幸せ家族のはじめの一步 みんなで語ろう!繋がろう!」2組参加「幸せ家族の土台の作り方」5組参加 R5年度「パパ講座」11組参加「パパのおしゃべり会」4組参加 R6年「パパ講座」9組参加 ○ボランティア活動・学生(論文・研究・実習生)の受け入れ R2年延べ75回 R3年活動は中止、レポート実習84名対応 R4年延べ87回 R5年129回 R6年108回 【拠点利用者アンケート結果】ボランティア登録ができることを知っている人(すでに登録している+知っていたが登録していない)が22.5%→9.3%と大きく減った。一方で「ちょこっとお手伝い」をやってみたいとする人は23.4%で少なくない。			

1 R2年度5月いっぱいまで感染症拡大防止のためひろばを閉室し、人材育成に関する参集企画やひろばでの活動は中止した。地域で活動する支援者や子育てサークルには電話やメール等で相談を受け、感染拡大状況の中で何が出来るか一緒に模索した。集まらずにできることを情報事業・ネットワーク事業と連携し模索することで支援者とのつながりを深め、オンライン研修の回数増加や延べ参加者の増加がみられた。コロナあけは、オンラインの参加しやすさと顔の見える参集のどちらか選べるハイブリッド形式の研修に切り替えて開催している。

2 祖父母世代向けの企画は、祖父母世代も含めた広く区民に向けた企画とした。これまで主にひろばの環境整備を依頼していたシニアボランティアの活動の場を広げている。青葉台東急スクエアアトリウムでの情報発信デイ、公園企画などで見守りボランティアを依頼するなどシニアボランティアの活動で「地域での子育て」を広く呼び掛けていく。

3 パパプレパパの来所と交流促進を意識し、R3年度から「パパと遊ぼう」「パパ・プレパパ座談会」を毎月開催。「プレパパプレママの子育てプチ体験」はInstagramでも発信し、拠点につながるのなかった妊娠期の夫婦が拠点を訪れるきっかけとなっている。感染拡大防止に配慮した定員で行い、定員を越えた時は臨時開催等で対応。他の妊娠向け企画と合わせて区とも連携し周知することで、参加者の増加、企画の定着がなされている。テレワークの普及や育児休暇の取得等もあり、パパプレパパの来所は土曜日に限らず増加している。パパとプレパパが交流する機会や学びの機会(パパ講座)を年々増やしている。

4 ひろば休止中に絵本の貸出を始めたことから、利用者が貸し出し絵本を毎月選定する絵本ボランティア活動が生まれた。ラフル(青葉台)が10周年を迎え、演奏ボランティアに声を掛けてコンサートを計画したが、8月に実施することは難しく、11月と3月に実施した。時期や開催形式を工夫することで、人材育成に関わる企画や活動の実施を目指した。学生の実習や職業体験はR2年度から中止となっていたがR4年度から受け入れを再開。小学生・中学生・高校生・大学生・専門学校生などあらゆる学生を、実習や職業体験、ボランティア等で受け入れるほか、「ふれあい授業」として次世代に子育て家庭への理解を深めてもらう企画も始め、利用者の活躍の場も作っている。

評価の理由(区)

- ①支援者や区民向けの研修実施に対し、チラシの配布や広報等での対象者への周知や、他機関との調整等の協力を行い、子育ての現状や支援のあり方を共有できるようにした。実施している研修内容についての共有を依頼した。
- ②③地域全体で子育て家庭を見守る地域づくりに向けて、『地区別子育て支援ネットワーク連絡会』を拠点と共に開催し、地域活動や地域課題を参加者と共に共有し、解決策を検討した。
地域のイベントで『あおば子育て応援団』のストラップを配布し、子育て支援の啓発を行った。
- ④ハローベビークラスの参加者へ、事業終了後にラフルツアーを案内した。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・コロナ禍を経て対面のみでなくオンラインを併用したり、開催時間やテーマを工夫することで、研修会の参加者を増やすことができた。
- ・様々な学校等と連携を行ったことで、これから子育て当事者となる小学生・中学生・高校生・大学生・専門学校生など多くの学生に向けて、ボランティア体験や実習・職業体験を行う機会を増やすことができた。

(課題)

- ・より多くの学校等と連携を深めるため、実際に学校へ出向くなど、これから子育て当事者となる学生に向け学びの機会を拡充していく必要がある。

振り返りの視点

- ア 地域で子育て支援に関わる人が増えているか。かつ新たな担い手を発掘・養成する取組がなされているか。
- イ 子育て家庭や担い手のニーズを踏まえ、活動意欲の向上やスキルアップにつながる取組がなされているか。
- ウ 地域の子育て支援活動がより充実されるよう、必要に応じて新たな活動希望者を結び付けているか。
- エ 養育者が地域を身近に感じ、地域の活動に関心を持てるように働きかけているか。
- オ 活動希望を丁寧に受け止め、拠点内の活動や身近な子育て支援活動等に結び付けているか。
- カ 子育ての現状や子育て支援の必要性を周知・啓発しているか。
- キ 子育て家庭(妊娠期の方を含む)を温かく見る気持ちを持つことができるように働きかけているか。
- ク これから子育て当事者となる市民と子育て中の親子がふれあい、学び合う機会や場を作っているか。

6 横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業

目指す拠点の姿	(参考)2期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①子育てサポートシステムに、多くの区民の参画が得られている。	・子育て支援に理解のある提供会員数を増やす取組が継続的に必要 ・ますます多様化してくる預かりの仕組みの中で、利用者の要求度が増し、提供会員のスキルも求められている。緊急時の依頼をいつまでもこまごまで受け、次の支援につないでいくのかを区と拠点で考えていく。	A	A
②養育者にとって、必要な時に利用しやすい事業となっている。		B	B
③会員が地域の支え合いの良さ、大切さを理解しながら、利用や活動を継続できるように、支えることが出来ている。		B	B
④養育者の利用相談内容に応じて、子育て相談や他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげている。		A	A

評価の理由(法人)

(主なデータ)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
援助活動依頼件数	213件	112件	131件	155件	304件	402件
活動件数	8,239件	3,357件	3,786件	3,497件	6,141件	10,012件
実活動利用会員数	228人	145人	177人	185人	251人	359人
登録利用会員数	760人	670人	718人	802人	1,005人	1,112人
実活動提供会員数	128人	92人	107人	112人	147人	104人
登録提供・両方会員数	266人	233人	245人	280人	311人	385人

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
通常の入会説明会開催数	31回	23回	48回	53回	70回	54回	
個別入会説明会開催数	78回	67回	43回	36回	64回	70回	
出張入会説明会開催数	3回	2回	5回	3回	7回	4回	
参加者数	利用会員希望	317人	188人	278人	316人	517人	389人
	提供会員希望	25人	22人	63人	49人	122人	93人
	両方会員希望	7人	0人	5人	14人	29人	20人
	その他	2人	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	351人	210人	346人	379人	668人	502人

援助内容 (活動件数R2年度上位順)	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
	利用人数	活動件数	利用人数	活動件数	利用人数	活動件数	利用人数	活動件数	利用人数	活動件数	利用人数	活動件数
1. 利用会員宅預かり	74人	1,709件	46人	863件	78人	1,180件	89人	1,147件	136人	2,303件	134人	3,587件
2. 習い事・塾の送迎	50人	1,218件	21人	335件	22人	414件	20人	539件	26人	479件	45人	1,163件
3. 幼稚園・保育園の送り	30人	1,121件	26人	376件	19人	449件	16人	256件	19人	482件	30人	892件
4. 幼稚園・保育園の迎え	35人	1,100件	27人	522件	36人	602件	23人	446件	34人	720件	45人	1,299件
5. 幼稚園・保育園の迎えと帰宅後の預かり	32人	907件	16人	234件	17人	222件	19人	239件	35人	622件	55人	969件

【拠点利用者アンケート結果】認知度 「利用している」H30年度5.0%、R4年度8.8% 「知っていたが利用していない」H30年度57.5%、R4年度68.6% (理由全体の中の割合:不要40%・不安20%・面倒17%)
 会員アンケート:事前打合せは安心につながる。利用会員:R1年度100%、R4年度100%、提供・両方会員:R1年度96.1%、R4年度95.7%。
 活動がない理由をどう考えるか。(当該年度に援助活動をしていない提供・両方会員への質問項目)「依頼が来ない」R1年度32.1%、R4年度57.4%。「希望する活動と依頼の条件が合わない」R1年度46.4%、R4年度42.6%。

1 多くの区民が参画するために、定期的に入会説明会を開催した。
 利用会員希望者は、体調不良など個別対応が必要な際は利用会員希望者宅への出張も行った。会員登録が入会説明会参加時にできるように早くなったことで、必要な人がすぐに利用できるようになった。
 提供会員募集は、小中学校保護者へのチラシ配布・区報による周知、入会説明会、予定者研修の追加開催と継続性を持たせることで多くの参加者が得られた。
 支援者に対して子育てサポートシステムの周知を行うリーフレットを作成し、主任児童委員連絡会、子育て支援者定例会、青葉ひろば会議、民生委員・児童委員協議会などで養育者への周知の協力を依頼した。ネットワーク連絡会で区内各地域において、子サポの現状について資料を作成し提供会員のさらなる拡大の協力を依頼した。予定者研修は、2024年度からは各区2回開催+eラーニングと形式が変わったが、きちんとフォローし青葉区内では提供会員が順調に増えている。
 2 この5年間で利用料の減額、無料クーポンの導入、システム化、など利用を希望する人が多くなっている。保護者の常勤を理由に援助を希望する人に加えてリフレッシュ利用を希望する声が増えた。提供会員の増加もあって、ほとんど断ることなくコーディネートが進められている。

3 コロナ禍で援助活動が縮小、会員間の交流会が実施できなかった時期があったが、援助活動は広がり、全体研修会、交流会、提供・両方会員研修交流会を実施することができている。日頃個々に行っている援助活動で感じるところを他の会員と共有できることは意義がある。独自の研修会以外にも拠点や区で行う研修を案内すると提供会員の積極的な参加を得ることができた。学びとして、区の保健師からの近頃の親子の生活や子育てについての話を取り入れた。安全安心に子どもを預かることができるように、また、利用会員が安心して預けられるようにさらに研修を有効なものにしていく。

4 日々援助活動のフォロー電話を利用会員、提供会員双方に対して行っている。会員同士直接言葉にできないことも聞きながら、無理のない活動の実現を目指すことは会員同士だけでなく、コーディネーターへの信頼を深めることにもつながっている。引き続き区支部通信の発行、アンケート結果のフィードバックでも会員のフォローをしていく。

5 子育てパートナーと連携して、子育てサポートシステムでの支援を行っていくとともに、子サポ以外のサポートの情報、たとえば移動情報センターや産前産後ヘルパーなどを利用会員に提供している。

6 区から依頼のある配慮の必要な家庭へのサポートにも対応をしているが、その件数が少ない。一般の市民を担い手とする活動で、こうした依頼にどう応えていくか、まだ結論は出ていない。

評価の理由(区)

○提供会員を増やす取り組みとして、毎年区の広報に提供会員募集の記事を掲載した。また、主任児童委員連絡会や地区別子育て支援ネットワーク連絡会で地区の充足率等現状を報告し理解が深まるよう努めた。

○母子健康手帳交付面接時や家庭訪問、区主催の事業等で、適宜周知を行った。

○提供会員向け研修会に参加し、青葉区の子育ての現状を伝え、区の保健師の役割、提供会員の役割を共有することができた。

○利用相談があった場合には、地区担当保健師が丁寧に親子と事務局とのつなぎを行った。特別なニーズや配慮が必要な時は、コーディネーターと連携しながら調整を行った。

拠点事業としての成果と課題

(成果)

- ・提供会員を増やす取組として、広報よこはまでの周知等を積極的に行うことで、子育て世代が必要な時に利用しやすい事業とすることができた。
- ・様々なタイミングで制度の周知を行うことができ、子育て世代へ利用を促すことができた。

(課題)

- ・利用会員の希望者が増加しており、入会説明会の回数や実施方法等について検討する必要がある。
- ・地区によっては提供会員と利用会員の人数に乖離があり、その差を埋めるための取組を行う必要がある。
- ・子育てサポートシステムの制度について、区の職員が適切な案内ができるように、より理解を深める取組を行う必要がある。

振り返りの視点

- ア 区民に対して、子育てサポートシステムについての周知活動を行っているか。
- イ 提供会員数拡大に向けた取組がなされているか。
- ウ 就労に関する以外の養育者のリフレッシュ等の理由での利用を含め、利用したい人が利用に結びつくための工夫をしているか。
- エ 会員が相互の合意のもとに安心安全な活動できるよう、丁寧なコーディネートができているか。
- オ 会員の声の把握に努め、必要に応じて活動内容の調整や追加のフォロー等を行っているか。
- カ 活動における事故防止のための講習、個人情報取扱いに関する注意喚起など、会員への安全対策をはかっているか。
- キ 提供・両方会員が安心・安全な活動を継続して行えるよう研修会等の取組がなされているか。
- ク 会員が活動の意義を感じられ、会員間の親睦を深め信頼関係の構築のため、会員間の交流をはかる取組がなされているか。
- ケ 援助活動の調整時や会員の声から把握した子育てのニーズを地域子育て支援拠点としての事業に活かしているか(新たな事業の実施や事業の見直しなど)
- コ 利用相談の内容に応じて、子育てサポートシステム以外のサービス等の情報提供や関係機関に適切につないでいるか。
- サ 専門対応が必要と考えられる相談については、専門機関に適切につないでいるか。

7 利用者支援事業

目指す拠点の姿	(参考)1期目振り返りの課題	自己評価(A~D)	
		法人	区
①拠点における利用者支援事業が、区民や関係機関に広く認知されている。	・子育て世代の相談窓口としてより広く認知・活用されるようにしていく。 ・関係機関や支援者とのネットワークを構築し、連携を深めていく。 ・相談内容の分析により、区特有の課題を明らかにし事業の展開を検討する。	B	B
②相談者に寄り添い主体性を尊重しながら、個別相談に応じ、適切な支援を行っている。		A	A
③子育て家庭を支えるためのネットワークの一員として、包括的な視点を持って子ども・子育て支援に関する関係機関や地域の社会資源との協働の関係づくりを行っている。		B	B

評価の理由(法人)

(主なデータ)

相談者数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
青葉台	358	172	289	291	542	427
市ヶ尾	227	147	219	260	228	232
計	585	319	508	551	770	659

相談内容のべ数	R1	R2	R3	R4	R5	R6
青葉台	995	444	668	500	1,007	965
市ヶ尾	436	239	362	579	327	429
計	1,431	683	1,030	1,079	1,334	1,394

R6相談項目内訳

	親自身	%	生活	%	その他	%	計
青葉台	336	34.8	118	12.2	511	53.0	965
市ヶ尾	86	20.0	52	12.2	291	67.8	429
計	422	30.3	170	12.2	802	57.5	1,394

・市ヶ尾相談項目その他40.8%の内訳(全体比)
 子どもと家庭10.4%・制度・サービス7.8%・就園就学7.4%・子どものしつけ3.8%

【拠点利用者アンケート結果】

・パートナーを知っている：H30年度39.2%→R4年度：43.8%
 ・利用しているH30年度0.0%、R4年度16.1%

1 日頃よりひろばや出張先で親子と接することで、パートナーに気軽に相談できるよう心掛けた。加えてひろばスタッフとの連携で、相談者をパートナーにつなげてもらうこと、パートナーは施設長らとチームで判断、対応をすることで、適切な情報提供や支援機関の紹介につなげた。

2 コロナ禍で地域訪問などできない期間が長く、拠点外での子育て世代のニーズ、地域の状況や課題を関係機関と共有することが難しかったが、コロナが明け訪問を控えていた医療関係施設、保育施設への訪問を再開。分娩や妊婦検診を扱う産婦人科と認可外保育施設へ連絡を取り、拠点事業の周知と施設からの情報提供など情報交換を行い、互いを知る良い機会となった。産婦人科へは妊娠期の拠点企画も併せて周知し、待合室へリーフレットや拠点カードを設置してもらうことができた。認可外保育施設からはラフルールが行っている保育施設へのアンケートに回答をもらったり、施設の資料を提供してくれたりするところもあった。地域で子育て支援をしている関係者から電話相談や情報提供依頼を受けるほか、年に数回、出張相談に向かうようになった。ひろば対象年齢外となった小学生の養育者や関係機関からも相談があり、身近な相談場所と認知されてきた。まだまだ認知が十分でない現状を踏まえて、区と協力して子育てパートナーは、どんなことができるのかわかりやすく伝える区報特集記事を掲載した。これを持って関係各所を回るなど、地域の支援者を通じた広報をさらに進めていく。

3 ひろばでの利用者との何気ないやり取りを通し、相談者に寄り添い信頼を得た。丁寧な聞き取りをすることで、養育者自身が解決の糸口を見つけられるよう、主体性を尊重した。内容に応じてチームで相談者に向き合い、複数の選択肢を示し情報提供を行うことで自己決定できることを目指した。

4 多様な親子に向けた企画に協力を得ている関係機関と丁寧な振り返りを行っている。養育者の声や要望を大切にしながら、関係機関の思いを取り入れ目的、対象者、内容などを共に検討し企画をブラッシュアップした。予約なしで誰もがひろばを利用しながら聞ける『ひろば内子育て講座』と予約制の個別相談をセットにした地域療育センターとの企画は、両拠点で年間2回ずつテーマを変えて行うことで多くの親子の参加を得られた。講座後の個別相談で子どもをそばで見ながら地域療育センターのSWやOTと話せることも好評。

また、母子保健コーディネーターと連携して行う妊娠期の企画『妊娠期向け 赤ちゃんを迎える準備会』を青葉台で実施。(市ケ尾は区開催の「ハローベビークラス」から「プレママちょこっと見学デイ」へラフルスタッフとともに母子保健コーディネーターが引率している企画と、「プレパパプレママの子育てプチ体験&先輩家族との座談会」を引き続き行った。)沐浴体験はもともと要望が高く、それを求めて参加があるが、併せてすごろくで地域資源を知れたことが予想以上に好評を得ている。

5 利用者支援事業に限らず、青葉台の拠点の構造上、エレベーターで6階まで上がって拠点を利用することにハードルを感じる利用者に対して、外の看板にもうひとつ看板を加え、手書きでその日のひろばのお知らせや呼びかけのことは、イラストなどを描いたものを設置。エレベーターの中にも広場の様子がイメージできる写真を配したボードを掲示した。

評価の理由(区)

- ①妊娠期からの利用につながるように、関係機関の連絡会で子育てパートナーの周知を行い、区報でも利用者支援事業の記事を掲載した。また、ハローベビークラス事業参加者を対象に、ラフル見学ツアーに案内するなど、妊娠期から利用者が拠点に足を運び、子育てパートナーにつながる仕掛けづくりを行った。
- ②毎月、定例会にて支援方針や役割の確認を行った。行政の制度や事業など相談に必要な情報を提供した。
- ③拠点と区が適宜連携し、関係機関や地域の社会資源との良好な関係性を築いた。子育てパートナーが地域の子育てひろば等でも活躍できる機会が作れるよう、ネットワークを強化した。

拠点事業としての成果と課題

- (成果)
- ・コロナ禍が終息したことで、利用者支援事業の周知や連携をより多くの関係機関と実施することができた。
 - ・定例会等を通じて、区と拠点で相談内容や支援方針を共有することで、相談者に寄り添った適切な対応を行うことができた。
 - ・産婦人科や区の事業等を通じて、妊婦に対して利用者支援事業の内容を周知したことで、妊娠期からの利用につなげることができた。
- (課題)
- ・より妊娠期からの利用につながるように関係機関との連携を強めていく必要がある。
 - ・気軽に相談できる子育てパートナーについて、区民への周知を強化する必要がある。

振り返りの視点

- ア 利用者支援事業を幅広く区民や関係機関に周知しているか。
- イ 養育者に対して、気軽に相談しやすい仕組みづくりや工夫をしているか。
- ウ 最新の情報を収集し、活用できるよう工夫しているか。
- エ 相談に対しては、傾聴に努め、ニーズを把握して対応しているか。
- オ 拠点内でパートナーの役割を理解し、日頃から相談者を拠点内でつなぎ合うことについて、お互いの役割分担を明確にしたうえで、相談対応・利用支援を行っているか。相談者の相談内容に応じて継続対応やつなぐ必要性を判断し、対応しているか。
- カ 専門的な対応を要する相談に対して、相談内容と相談者のニーズを踏まえ、速やかに関係機関への紹介・仲介・支援依頼を行うなど、適切な対応をとっているか。
- キ 拠点内連携、関係機関への紹介・仲介後も必要に応じて役割分担を確認しながら、フォローをしているか。
- ク 相談の対応状況や支援の適切さ、拠点内外での連携状況等について、多角的な視点で振り返りや検討を行っているか。
- ケ 利用者支援事業の周知や個別相談等の取組を通じて、支援につながる新たなネットワークの構築を行っているか。
- コ 拠点のネットワークを活用し、関係機関や地域の社会資源との関係づくり・関係強化を行っているか。
- サ 把握した課題を関係機関等と共有し、拠点事業の充実、必要な支援の調整や見直し、不足する資源の調整、提案や新たな創出につなげているか。

協働事業プロセス相互検証シート

1 事業計画段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・目指す姿を共有して、良い関係で協働事業を進めている。
- ・実施事業の計画が変更となった時に、お互いですり合わせができなかった。

【今後改善が必要と思われること】

- ・お互いの役割をよく理解した上で事業を計画し、修正があった時には丁寧に説明しあい、方針の見直しを行う。

2 事業実施段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・お互いの強みや得意分野を、どう生かし合えるかを考え、提案しながら取り組むことができた。
- ・事業の計画段階から一緒に行い、目的達成のために一緒に動くことができた。

【今後改善が必要と思われること】

- ・事業の進捗に応じて、目標、ニーズ、対象、実施方法などをふりかえり、修正しながら取り組む。
- ・事業実施段階においても、事業終了後の見直しについて、話しながら取り組むよう進めていく。

3 事業の振り返り段階

【共有できたことや認識に違いがあったこと】

- ・アンケート調査や話し合いによって事業の振り返りを行うことで、課題を共有し、今後の方針を確認することができ、次の事業計画へ反映できた。

【今後改善が必要と思われること】

- ・今後も区と拠点で意見交換を行う、役割分担しながら効果的に事業を進めていく。
- ・単年度の振り返りに合わせて、第3期の振り返りも行うようにする。

データ・写真で見る 2024 年度の青葉区地域子育て支援拠点ラフルール

【2024 年度事業報告】2024 年 4 月より DX 化が進み子育て支援拠点サイトに登録すると 18 区どこの子育て支援拠点も利用できるようになりました。また、子育てアプリ「パマトコ」もリリースされ、親子はオンラインで様々な情報が得られ、助成金などの請求もできるようになり便利になっています。一方で、支援者からは、人と人との交流や会話が少なくなるのではないかと不安の声も聞かれました。ラフルールでは、青葉台と市ケ尾の両拠点だけでなく、出張してひろばを開催し、出かけにくい人との出会いを大切にしています。そして、ラフルールに来る親子には、各地区にいる支援者、子育てを応援する施設や事業の紹介をし、情報提供を行いました。区と地域ケアプラザと拠点で事務局を担う各地区開催の地区別ネットワーク連絡会では、支援者同志、子育て応援施設同士が顔の見える関係を築き、互いに紹介しあえる関係を目指しています。ラフルールから地域へ、地域からラフルールへの循環ができるよう働きかけました。

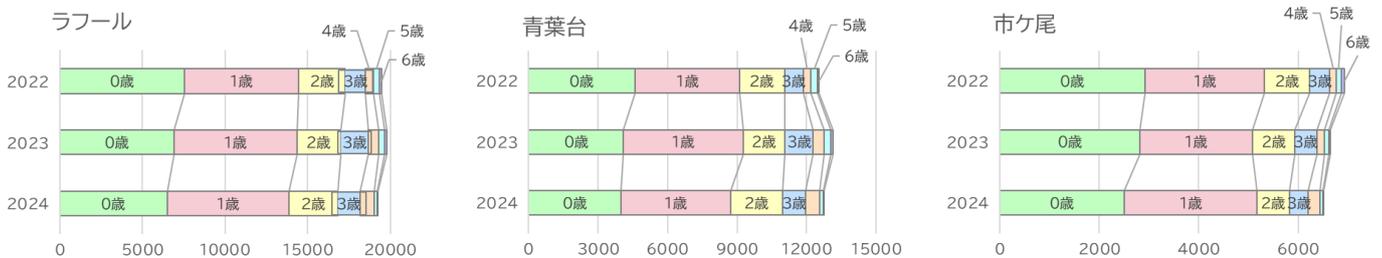
◇ひろば 2024 年度利用者の統計 ・開所日数：241 日

	延べ利用者数								1 日平均利用者数
	合計	うち数							
		父	母	祖父母	プレパパ	プレママ	その他	子ども	
青葉台	26,188	1,738	10,723	206	99	179	290	12,953	109人
市ケ尾	13,081	613	5,650	71	26	60	98	6,563	54人
合計	39,269	2,351	16,373	277	125	239	388	19,516	163人

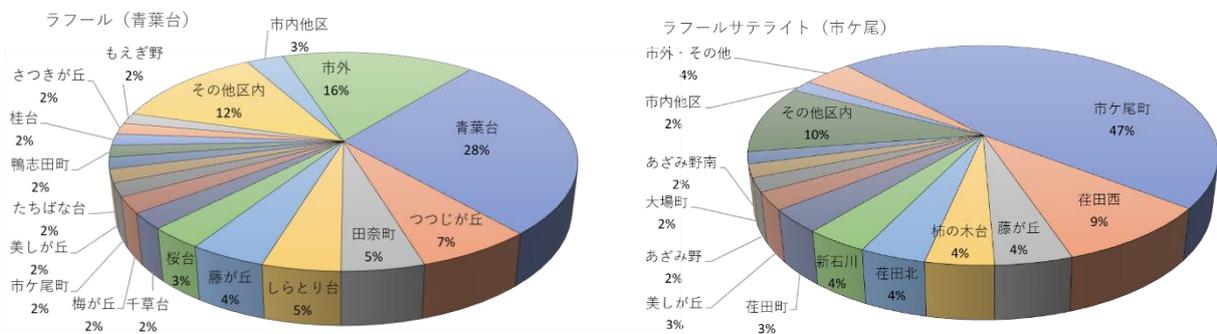
・2023-2024 年度 月別延べ利用人数比較 (人)



・ラフルール 年齢別利用者数推移 (2022.4~2025.3)



・延べ利用者数の地域別割合



・2024 年度ひろばでの企画実施

おしゃべり会 (0~6 か月赤ちゃんの会・アラ 40 の会・アンダー 25 の会・ラフルール初心者の会・夏のお出かけどこいくの会・我が家の定番メニュー交換会・きょうだい子育ての会・電車の会・絵本の会・砂場の会等)・公園へ GO!・消防署へ GO!・やってみよう de ラフルール (3~6 歳対象:しらとり台公園プレイパークに行ってみよう・ラフリンピック等)・ふたごみつごタイム・妊娠期向け企画各種・休日ひろば (9/6・11/3)・水あそび (7/23~8/10 期間内 4 回開催)

◇子育て相談

内容：「親自身の育児への思い、家族関係、就園、制度・サービスについて」が全体の49%、次いで「子どもの食事・排泄・睡眠・遊びなど」が22%、「子どもの発育・発達の遅れなど」18%となった。

◇情報の収集と発信

・ラフルニュース 利用者7名が紙面編集やイラスト、レイアウトを担う
毎月4,000部発行、区役所や公共施設、区内田園都市線各駅等区内236か所配架

・ホームページ ラフルの情報と地域の子育て情報の二本柱で発信した。
「青葉区子育て応援シンボルマーク」ページを新設

ページ表示回数：11,886回/月 訪問者数：3,175人/月

・情報ファイル～Basic～（プレオープン）区内施設への配架資料がHPで閲覧可

・「横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」利用登録方法案内

・SNS 〈Instagram〉フォロワー：1,915人（昨年より383名増）

ページビュー数：40,679件/月 閲覧者数：2,213人/月、

〈ブログ〉（両拠点合計）アクセス数：9,352件/月、訪問者数：2,212人/月

・青葉区子育てアプリ Aonico

ページ表示回数 88,292回/月（2025年4月現在会員数4,563名）

「地域の子育てイベント」2024年度発信数7,708件（2025年度企画含む）

・取材 「1歳6か月児健診」「ハローベビークラス」記事掲載

・動画発信 「ひろば内子育て講座」「ひろばde紹介」等 配信

・4か月健診ワクワク情報コーナーや出張企画、青葉区子育て情報発信デイ実施等



◇人材育成

支援者向け研修：8月「育てにくさを感じている養育者への寄り添い」ハイブリッド形式（46名）

3月「育てにくさを感じている保護者への理解・寄り添いを考える」ハイブリッド形式（35名）

パパ講座：11月「子育てと遊び」（9組）

孫まご講座：12月「今どきの孫育て&他まご育て講座」ハイブリッド形式（16名）

中学校での出張授業：12月（1校）、サークル交流会：6月（5名）10月（5名）

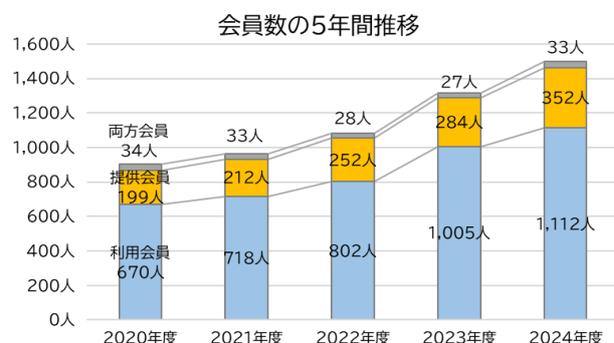
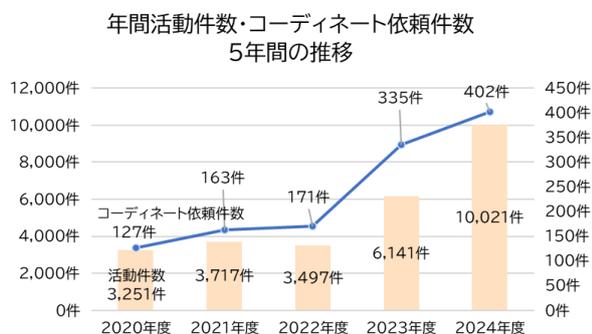
区民向け講座：10月（14組18名）

◇ネットワークづくり

青葉区内各地区で開催する11か所の地区別ネットワーク連絡会では、子育てを応援する人たちと情報交換し、課題を共有して何ができるかともに考えた。恒例となった「おさんぼ de 絵本シールラリー」では協力施設を増やし、区内の本が借りられる場所35か所を紹介し親子の訪問につなげた。ラフルから遠い地区、親子の居場所が少ない地区8か所に出向いて出張ラフルを開催した。青葉台東急スクエアなど地域の身近な企業・施設と連携して子育てを応援する企画を開催した。

◇横浜子育てサポートシステム

2024年4月から「横浜市地域子育て支援拠点システム」が導入され、入会説明会から援助依頼・活動報告書・年度更新までの手続きがシステムで完結するようになった。時間を気にせず依頼することができるため利用者の利便性が高まった。その影響もあり援助活動件数が1万件を超え昨年の1.6倍に増加した。また8時間分の無料おためし券が利用のきっかけとなり、0歳児の依頼件数が昨年度より増えている。



◇横浜子育てパートナー

・妊娠期から父親の主体的な関わりがある。就園・就学相談、保育園が決まった後の気持ちの相談もあった。

・相談者延べ数 青葉台 427名 市ケ尾 232名

・相談内容集計総数 青葉台 965件 市ケ尾 429件

・相談内容 青葉台 親自身35% 就園・就学16% 発育発達15% 子どもの生活13%
市ケ尾 発達発育25% 親自身22% 子どもの生活13% 就園・就学10%

評価指標の取り扱いについて

●全体の流れ

- ・運営法人からの書類提出締切後、応募者からの提出書類一式及び評価指標の様式を各選定委員へ送付します。
- ・選定委員の皆様には、第2回選定委員会までに申請書類を読んでいただき、各応募者の提案内容について評価指標をもとに粗評価を行っていただきます。
- ・第2回選定委員会で、応募者のプレゼンテーション、ヒアリングを行います。各選定委員は、プレゼンテーション、ヒアリングの内容をもとに、必要に応じて、事前に作成しておいた粗評価の修正を行い、評価を確定します。
- ・各選定委員の評価点数を合計し、応募者ごとの総合評価点数を算出します。なお、各委員の点数の合計が、満点に対して6割未満だった場合は非選考とします。

●評価点数のつけ方

①「判断材料」に記載されている応募者からの提出書類と、委員会当日のプレゼンテーション及び質疑応答をもとに、各選定委員が応募者の提案内容について評価していきます。

②「基準」をもとに、評価（基礎点）をつけていきます。基礎点は5点：特に優れている、4点：優れている、3点：標準的な水準にある、2点：やや劣っている、1点：劣っている、となります。評価（基礎点）×重要度の値が最終的な各項目の評価点数となります。なお、項目に対して回答が全く書かれていない場合は、評価を「不可」と記入ください（「0点」になります）。

※評価をつける「基準」の文言には、「優れている」「劣っている」などの表現がありますが、選定委員が提案書類を読み、主観で判断し、評価していただいてもかまいません。

項目		基準 ②	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的 事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか				(30)	提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2		10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1			10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1			10	
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)	様式 Ⅲ-1
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2		10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1			10		
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか				(30)	様式 Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2		10	
		拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5・4・3・2・1			10	
	職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1			10		
	(4)時代・社会情勢に応じた事業展開	昨今の時代・社会情勢に応じた事業展開を具体的に示すことができているか。				(10)	様式 Ⅲ-5
		昨今の時代・社会情勢に応じた事業展開の考え方や手法	5・4・3・2・1	×2		10	

●評価指標の内容

・全体の構成

「1 基本的事項」、「2 事業計画」、「3 管理運営」「4 財務状況等【事務局評価】」の4項目から構成されています。

・「1 基本的事項」「3 管理運営」について

当該評価項目については、重要度を2倍に設定しています。子育て支援や本事業に対する理念、経営方針等、また施設運営にあたり個人情報の取り扱いや事故防止等に対する取組や考え方は重要であるということと、5年間、協働事業として区と運営法人がともに連携して取り組んで事業を実施するにあたり、区との協働や連携に対する考え方が非常に重要であると考えためです。

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
3 管理運営	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか				(40)	様式 Ⅲ-8 Ⅲ-6① の5
	区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2		10	
	利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1			10	
	個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1			10	
	事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1			10	

・「2 事業計画」について

当該評価項目については、地域子育て支援拠点の7機能の「目指す拠点の姿」に基づき、評価していきます（重要度は1倍）。

また、各項目にある「事業評価シートを踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。」については、別添「5か年のまとめ」をもとに評価をお願いします。

次期5か年度の運営法人が変わった場合でも、それまでの拠点事業としての取組が断ち切られないように、取組内容を引き継ぐ上での提案を行う法人を選定する必要があります。特に、人材育成やネットワークの機能については、地域とのつながりづくりや、人材を発掘し、育てていく等、時間をかけて醸成されていくものであるため、それまでの積み重ねを生かして実施することが求められます。

そのため、提案内容が事業評価を踏まえていると判断される場合は、5点加点することとしています。

※当該項目は現運営法人だけが加点されるわけではありません。

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか				(25)	様式 Ⅲ-6① Ⅲ-7
	利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1			5	
	多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1			5	
	養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1			5	
	親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1			5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5			5	

目指す
拠点の姿

・「4 財務状況等」について（本項目は事務局が評価を行います。）

応募法人の財務状況については、安定的な事業実施が可能であるかを判断するにあたり専門的知識を必要とするため、中小企業診断士に財務分析を依頼しています。中小企業診断士による分析結果（点数）をもとに、評価をつけていきます。この項目については、1応募法人に対する各選定委員の点数は必ず同じになるため、財務分析結果をもとに事務局が評価を行います。

また、ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組及び健康経営に関する取組について、法律推進等を行うため、横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に則り、評価得点への加点を行っています。この項目についても、1応募法人に対する各選定委員の点数は必ず同じになるため、評価申請された提出書類をもとに事務局が評価を行います。

横浜市青葉区地域子育て支援拠点 運営法人選定委員会 評価指標

●評価基準 5:特に優れている 4:優れている 3:標準的な水準にある 2:やや劣っている 1:劣っている

●評価点数 = 評価 × 重要度

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
1 基本的事項	(1)子育て支援に対する理念、取り組み状況	子育て支援への理念や取り組みが優れているか			(30)	提出書類 様式Ⅱ
		法人の子育て支援の理念や考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		本市の子育て家庭のニーズや課題に関する考え方	5・4・3・2・1		10	
		子育て支援関連事業の経験・実績	5・4・3・2・1		10	
	(2)地域子育て支援拠点運営理念	地域特性を踏まえた地域子育て支援拠点の運営理念が優れているか				(30)
		地域子育て支援拠点の運営理念	5・4・3・2・1	×2	10	
		児童福祉法に基づいた社会福祉事業であることを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1		10	
	区の地域特性、子育て環境、ニーズを踏まえた、拠点事業運営の考え方	5・4・3・2・1	10			
	(3)経営方針等	経営方針及び職員採用、育成に対する考え方が優れているか			(30)	様式 Ⅲ-2 Ⅲ-3 Ⅲ-4
		経営効率、費用対効果を高める取組についての考え方や計画	5・4・3・2・1	×2	10	
		拠点の運営理念や事業計画を踏まえた、職員採用・配置の計画	5・4・3・2・1		10	
	職員の育成、研修体制についての考え方や計画	5・4・3・2・1	10			
	(4)時代・社会情勢に応じた事業展開	昨今の時代・社会情勢に応じた事業展開を具体的に示すことができるか。			(10)	様式 Ⅲ-5
昨今の時代・社会情勢に応じた事業展開の考え方や手法		5・4・3・2・1	×2	10		
2 事業計画	(1)親子の居場所について	居場所の場づくり、子育て支援ニーズの把握、また、交流促進等に対する考え方が優れているか			(25)	様式 Ⅲ-6① Ⅲ-7
		利用者を温かく迎え入れる場づくり	5・4・3・2・1	×1	5	
		多様な世代、性別等の養育者と子どもが訪れる場づくり	5・4・3・2・1		5	
		養育者と子どものニーズ把握のための工夫	5・4・3・2・1		5	
		親自身が親として育ち、また子どもが育つ場としての環境づくり等	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(2)子育て相談について	子育て相談に関する考え方が優れているか				(25)
		気軽に育児に関する相談ができるよう実施方法	5・4・3・2・1	×1	5	
		養育者の相談内容に応じた、関係機関との連携、継続した支援についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談におけるプライバシーへの配慮についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		子育て相談における職員の役割や相談対応にあたっての基本姿勢についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(3)子育てに関する情報の収集及び提供について	子育てに関する情報の収集及び提供についての考え方が優れているか				(25)
		区内の子育てや子育て支援に関する情報を集約・提供するための方法	5・4・3・2・1	×1	5	
		子育てや子育て支援に関する情報の集約・提供の拠点であることを、区民に認知してもらうための方法	5・4・3・2・1		5	
		拠点の情報収集、発信の仕組みに、養育者や担い手が積極的に関わるための方法	5・4・3・2・1		5	
		拠点に直接来場しない子育て世帯に対して、どのような手法でアプローチするか具体的な手法	5・4・3・2・1		5	
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。		5	5			
(4)地域団体等との連携・交流について	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携・交流に関する考え方が具体的であり、優れているか				(20)	様式 Ⅲ-6④ Ⅲ-7
	子育てに関する支援活動を行う人・組織等との連携	5・4・3・2・1	×1	5		
	ネットワークを活かして、地域の情報を収集するための方法	5・4・3・2・1		5		
	ネットワークを活かして、利用者を地域へつないでいくための方法	5・4・3・2・1		5		
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5		

項目	基準	基礎点	重要度	評価	最高点	判断材料
2 事業計画	(5)子育て支援人材の育成、支援について	子育て支援人材の育成等に関する考え方が優れているか			(30)	様式 Ⅲ-6⑤ Ⅲ-7
		地域の子育て支援活動を活性化するための方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		あらたな子育て支援人材の発掘・育成等に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		地域で子育て支援に関わる人のスキル向上のための支援に関する考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		子育て家庭を温かく見守る地域全体での雰囲気作りの取組	5・4・3・2・1		5	
		妊娠期の方やそのパートナー、学生に対しての、子育てについて考え学び合う機会づくりについての考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
	「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5	5			
	(6)地域の中での預け預かりあひ等に関する考え方が優れているか	地域の中での預け預かりあひ等に関する考え方が優れているか			(25)	様式 Ⅲ-6⑥ Ⅲ-7
		子育てサポートシステムに、多くの地域の人や養育者が参画を得る方法、工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		会員が安心・安全な活動を行えるように、コーディネーターが果たすべき役割についての考え方	5・4・3・2・1		5	
		相談内容に応じて、子育て相談及び他機関等の情報を提供し、必要な支援につなげるための考え方、方法	5・4・3・2・1		5	
		会員の活動継続を支えるための研修会や交流会等の方法、工夫	5・4・3・2・1		5	
		「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。	5		5	
	(7)利用者支援事業について	子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する考え方が適切であり、優れているか				(25)
		利用者支援事業を区民や関係機関に広く周知する方法や気軽に利用できるための工夫	5・4・3・2・1	×1	5	
		個別相談対応における姿勢・養育者等への適切な支援についての考え方、対応方法	5・4・3・2・1		5	
		関係機関及び地域の社会資源との協働の関係づくりについて、拠点の他の機能を活用した取組	5・4・3・2・1		5	
		利用者支援の専任職員に求められる資質についての考え方	5・4・3・2・1		5	
「事業評価シート」を踏まえて、重点をおいて実施する計画が優れている。		5	5			
3 管理運営	(1)事業内容の質の確保・向上に関する考え方について	区役所との協働、利用者意見の把握、個人情報保護管理、リスクマネジメントの考え方が優れているか				(40)
		区役所との協働、連携に対する考え方	5・4・3・2・1	×2	10	
		利用者意見、要望の把握、対応方法	5・4・3・2・1		10	
		個人情報保護等情報管理についての計画	5・4・3・2・1		10	
事故防止等のリスクマネジメントについての計画	5・4・3・2・1	10				
4 財務状況等【事務局評価】	(1)財務状況(安定的な事業実施が可能な財務状況であるか)	財務分析結果が36点以上である	8	×2	16	財務分析結果
		財務分析結果が28点以上36点未満である	5			
		財務分析結果が20点以上28点未満である	3			
		財務分析結果が20点未満である	0			
	(2)ワークライフバランスに関する取組	①従業員101人未満であり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	該当する場合は1点加算	8	提出書類	
		②従業員101人未満であり、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画が策定されている(※計画期間内であること)	該当する場合は1点加算			
		③次世代育成支援対策推進法による認定(くるみん、プラチナくるみん)がされている	いずれかに該当する場合は2点加算			
		④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)がされている	該当する場合は2点加算			
		⑤よこはまグッドバランス賞の認定がされている(※認定期間(1/1~12/31)内であること)	該当する場合は2点加算			
	(3)障害者雇用に関する取組	⑥従業員43.5人以上であり、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している。	いずれかに該当する場合は2点加算	1		
⑦従業員43.5人未満であり、障害者(1週間の所定雇用時間が20時間以上で、1年以上継続して雇用される者(見込みを含む))を1人以上雇用している。		いずれかに該当する場合は1点加算				
(4)健康経営に関する取組	⑧健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けている。	いずれかに該当する場合は1点加算				
合計					340	
事務局評価を除く合計					315	

横浜市青葉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱

制定 平成22年8月6日 青こ第1464号（青葉区長決裁）
最近改正 令和7年7月22日 青こ第1132号（青葉区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業を運営する者（以下「運営者」という。）について、公平かつ適正に選定するために必要な手続を定めることを目的として制定する。

2 横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱の例による。

（実施の公表）

第3条 実施の公表にあたっては、当該要綱、募集要項、実施要綱等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・仕様等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 選定委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（運営者）

第4条 運営者は、法人格を有する団体とする。

2 前項の団体は、次の各号に掲げる法人とする。

- (1) 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- (2) 市内の医療施設を経営する医療法人等
- (3) 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- (4) 市内の幼稚園を経営する学校法人等

（運営法人の選定）

第5条 区長は、原則として運営者とする法人（以下「運営法人」という。）を公募し、応募した者の中から、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは運営法人の選定を公募によらず行うことができる。ただし、この場合においても、次条以下に定める事項に基づき、運営法人の選定を行わなければならない。

（運営法人の応募資格）

第6条 運営法人の応募資格については、次の各号全てに該当する法人とする。

- (1) 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(運営法人の選定基準)

第8条 運営法人の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談並びに子育てに関する情報の収集及び提供等の支援を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (2) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (3) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、事業運営について適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (4) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

(評価)

第9条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(運営法人選定委員会)

第10条 区長は、運営法人を選定するにあたっては、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱（以下、「運営事業者選定委員会運営要綱」という。）第7条第1項第13号に規定する横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見等を聴く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営事業者選定委員会運営要綱第7条第4項の規定に基づき、横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員

会要綱に定める。

- 3 選定委員会におけるプロポーザルの評価結果については、青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）に報告するものとする。

（評価結果の審査）

第 11 条 業者選定委員会は、評価結果の報告があったときは、業者選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 選定委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 選定委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

（運営法人選定の報告）

第 12 条 区長は、運営法人を選定したときは、こども青少年局長へ報告するものとする。

（選定の効力）

第 13 条 運営法人選定の効力は、当該選定された運営法人が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営法人が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により運営法人として適当でないと認めるときは、区長は運営法人の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

- (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
- (3) その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

（その他）

第 14 条 その他この要綱の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 27 年 7 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。

横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会要綱

制定 平成 22 年 8 月 9 日 青こ第 1547 号（青葉区長決裁）
最近改正 令和 7 年 7 月 22 日 青こ第 1132 号（青葉区長決裁）

（趣 旨）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市青葉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、「横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定する。
- 2 選定委員会の組織及び運営については、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会運営要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（担 任 事 務）

- 第 2 条 選定委員会は次に掲げる事務を担当する。
- （1） 横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人に応募をした法人（以下「拠点応募法人」という。）について、横浜市青葉区地域子育て支援拠点の運営者の選定に関する要綱第 8 条に規定する運営法人選定基準に基づき審議すること。
- （2） 前号に掲げる事項に関し、横浜市青葉区長（以下「区長」という。）に意見等を述べること。
- 2 前項の審議にあたっては、拠点応募法人の提出書類を審査、評価するとともに、拠点応募法人に対して、ヒアリングを実施し、その内容を評価するものとする。

（組 織）

- 第 3 条 選定委員会は、5 人以上 10 人以内の委員をもって組織する。
- 2 選定委員会の委員は、横浜市子育て支援事業運営事業者選定委員会（以下「運営事業者選定委員会」という。）の委員長が指名する運営事業者選定委員会の委員若干名のほか、子育て支援に理解のある地域関係者、有識者、その他区長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、運営事業者選定委員会の委員の任期の終期を越えないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の従事する業務に直接の利害関係がある場合は、審議から除くものとする。
- 5 委員は、再任することができる。

（委 員 長）

- 第 4 条 選定委員会に委員長を 1 名置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（会 議）

- 第 5 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第 4 条第 2 項の規定に基づき委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。
- 2 選定委員会の会議は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議への委員の代理出席については、これを認めない。

(守秘義務)

第6条 委員は、選定のうで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の事務局は、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年8月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の選定委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

横浜市青葉区地域子育て支援拠点事業実施要綱

制定 平成22年5月21日 青こ第267号 (青葉区長決裁)

改正 令和2年4月14日 青こ第92号 (青葉区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市民が安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることができ、社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

(協働による実施)

第2条 本事業は、横浜市青葉区と同区が本事業の運営者として選定する者（以下「運営者」という。）とが、互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに、事業目的を共有しながら、協働で実施していくものとする。

2 前項の運営者の選定に関する事項は、横浜市青葉区長（以下「区長」という。）が別に定める。

3 区長と運営者は、会計年度ごとに委託契約を締結し、区長は運営者に対して契約に基づく事業に係る経費を支払うものとする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。ただし、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と区長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び関係機関との連携に関する事
- (3) 子育てに関する情報の収集及び提供に関する事
- (4) 子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関する事
- (5) 子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関する事
- (6) 地域の住民同士で子どもを預け、預かる支え合いの促進に関する事（「横浜子育てサポートシステム事業実施要綱」に基づく事業をいう。）
- (7) 子育て家庭のニーズに応じた施設・事業等の利用の支援に関する事
- (8) その他子育て支援として、区長が必要と認める事業

(実施施設)

第4条 本事業は、区長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、区長又は運営者が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

- (1) 乳幼児等が安全に遊ぶことができ、また養育者が相互に交流できる機能
- (2) 乳児のために、他の利用者の利用の妨げとならないよう授乳、おむつ交換等ができる機能

- (3) 子育てに関する相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
 - (4) 子育てに関する情報が必要な者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換ができる機能
 - (5) 子育てに関する支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
 - (6) 子育てに関する支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
 - (7) その他区長が必要と認める機能
- 4 実施施設の床面積の合計はおおむね300㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、これらの機能を確保することができる。
- 5 実施施設は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、原則として別表に定める基準を満たすものとする。

(事業の実施時間)

- 第5条 実施事業は原則として、土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を定め、休業日として定めなければならない。
- 2 前項の規定に基づき定めた休業日の他に、次の各号に掲げる日は休業日とすることができる。ただし、当該休業日が前項の規定に基づき定めた休業日にあたる場合は、翌日が実施日であった場合には、その日を休業日とすることができる。
- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く）
- 3 事業の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、天災地変などその他委託契約締結後に生じたやむを得ない事情で休業する必要がある等区長が必要と認めたときは、実施日及び実施時間を変更し、休業日及び実施時間外に事業を実施し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(対象者)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、事業に参加することができる。
- (1) 原則として市内に居住する就学前児童及びその養育者
 - (2) 原則として市内に居住する子育てに関する支援活動を行う者（支援活動を始めようとするものを含む。ただし、営利を目的とした活動を行う者を除く。）
 - (3) その他特に区長が必要と認めた者

(守秘義務)

- 第7条 本事業に関わる者は、利用者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく業務上・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(参加料)

- 第8条 実施事業の参加料は、無料とする。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実

費等で、特定の個人の利用に係る経費を、運営者が利用者から徴収することは妨げない。

(拠点サテライト)

第9条 第4条第1項に規定する実施施設の事業を補完するため、既存の実施施設とは別に、サテライト施設(以下、「拠点サテライト」という。)を設置する。

2 拠点サテライトは、既存の実施施設の運営者により、既存の実施施設と一体的に運営する。

3 拠点サテライトでは、第3条各号に規定する事業のうち、第1号から第3号及び第7号から第8号の事業を実施する。また、同条第4号から第6号までの事業については、既存の実施施設と一体的に実施する。

4 第4条第3項及び同条第5項、並びに第5条から第8条までの規定は、拠点サテライトにも準用する。ただし、第4条第3項及び同条第5項については、あらかじめ区長及び運営者が協議することにより、一部を省略し又は緩和することができる。

5 拠点サテライトは、区長又は運営者が既存の建築物を賃借し、改修する等により確保するものとする。また、床面積の合計は、おおむね240㎡とする。ただし、一の建築物内に確保することが困難な場合には、二以上の建築物内に分けて、確保することができる。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条第3項における第3条第7号の実施については、平成31年3月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条第5項）

施 設	説 明
ア 出入口	(屋外) 屋外への出入口の幅は90cm以上とすること 屋外への出入口は車いす使用者等が通過しやすいものとし、前後に高低差がないこと
	(屋内) 出入口の幅は80cm以上とすること
イ 階段	両側に手すりを設けること けあげの寸法は、18cm以下とすること 踏面の寸法は、26cm以上とすること
ウ 便所	出入口の幅は80cm以上とすること 車椅子使用者用便所又はその他の便所を設ける場合には、そのうちそれぞれ1か所以上には、手すりを設けること
エ その他	施設内部には、段差部分がないこと

横浜市青葉区地域子育て支援拠点運営法人募集要項

横浜市青葉区地域子育て支援拠点の運営法人を募集します。

1 地域子育て支援拠点事業の概要、法人選定の趣旨

(1) 地域子育て支援拠点の施策上の位置付け及び運営法人募集の趣旨

地域子育て支援拠点（以下「拠点」という。）は、横浜市において策定された「横浜市子ども・子育て支援事業計画～こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」において、基本施策のひとつである「地域における子育て支援の充実」の推進に向けて、地域における子育て支援の拠り所となる施設です。

青葉区（以下「区」という。）においては、平成 23 年 8 月に拠点事業を開始し、平成 30 年 3 月には拠点の出先施設として拠点サテライトを設置したことに加え、令和 7 年 4 月から出張ひろばとして「ふらっとラフルたちばな台」を実施しているところですが、運営 3 期目から 5 か年度目となる本年度をもって、現在の運営法人による運営期間が満了することに伴い、次年度以降の運営法人を募集します。

横浜市子ども・子育て支援事業計画はこちらを参照してください。

⇒ URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

(2) 事業実施の方法

事業は、区と運営法人が、事業目的を共有しながら協働で実施していくこととし、区と運営法人は、協働契約（委託契約型）を締結します。協働契約（委託契約型）に基づき、区は運営法人に対して、事業に係る経費を支払います。

契約締結の後、区が借り上げた建物（以下「実施施設」という。本募集要項の 2（3）イを参照。）において事業実施していただきます。

(3) 拠点の機能及び対象者

拠点の基本的な機能及び対象者としては、以下を想定しています。これらに加え区が必要と考える機能を付加する場合があります。なお、各機能の詳細（目指す姿）は、別添業務説明資料の 4（3）を参照ください。

（原則として未就学児の）子育てをする家庭へのサービス提供の機能

- ①親子の居場所機能……………乳幼児等の遊びと育ちの場及びその養育者の交流の場の提供
- ②子育て相談機能……………子育てに関する相談及び関係機関との連携に関すること
- ③子育て情報収集・提供機能……………子育てに関する情報の収集及び提供に関すること
- ④利用者支援機能……………個々のニーズに応じた相談対応と関係機関等との協働の関係づくりに関すること

地域で子育ての支援に関わる方への支援の機能※

- ⑤子育て支援ネットワーク機能……………子育てに関する支援活動を行う者同士の連携に関すること
- ⑥子育て支援人材育成機能……………子育てに関する支援活動を行う者の育成、支援に関すること

地域ぐるみでの子育て支援の促進※

- ⑦横浜子育てサポートシステム区支部事務局機能

……………地域の住民同士で子どもを預け預かる支え合いの促進に関すること

※拠点サテライトでは、⑤～⑦の機能を除く。ただし、運営者が⑤～⑦を実施する際には、拠点サテライトを活用して実施する。

(4) 運営法人選定の趣旨

拠点が、その機能を効果的に発揮できるよう、運営法人には「子育てをする家庭を支援する資質、能力」及び「地域の子育て支援関係者との連携、地域に必要な人材の育成など、地域力を創出できる資質、能力」を求めます。

このため、運営法人の選定は、提案の資格を満たす法人を広く公募し、応募法人の提出する事業計画書の審査及び応募法人のプレゼンテーション等を通じて、提案内容を評価します。(プロポーザル方式による委託の受託者の特定)

提案内容の事業運営に関する計画の記載については、これまでの5か年度で取り組んできた拠点事業の連続性や継続性も考慮し、別添「青葉区地域子育て支援拠点事業評価シート」における成果と課題などの内容を十分踏まえたうえで計画、選定申請書類を作成してください。計画の評価に際しては、計画の内容がこれらの課題に対して優れたものであると判断する場合に、加点するよう評価項目を設定しています。

2 公募の条件

(1) 運営者とする法人の種類

運営者は、次のいずれかに該当する法人とします。

- ア 市内の保育所等の児童福祉施設を経営する社会福祉法人等
- イ 市内の医療施設を経営する医療法人等
- ウ 市内における子育て支援の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人
- エ 市内の幼稚園を経営する学校法人等

(2) 提案の資格

提案の資格は、次の各号全てに該当する法人とします。

- ア 横浜市的一般競争入札参加有資格者名簿（※）に登載されていること又は協働契約（委託契約型）を締結するまでの間に登載されていることが見込まれること。
- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

一般競争入札参加有資格者名簿について

※横浜市が委託等の契約を締結する上で、一定の審査（市税の滞納がないこと等）を行い有資格者として認められた者を登載した名簿です。名簿登載されるには、入札参加資格審査申請を行う必要があります。

※登録種目・細目コードは、333-Z（福祉サービス・その他）又は 350-Z（その他の委託等）とします。

※本事業の申請締め切りまでに名簿登載が間に合わない場合でも、入札参加資格審査を申請済みで、資格について審査中である場合には、本事業の提案（申請）を受け付けます。

※入札参加資格審査申請については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」を参照してください。

URL <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/index.html>

(3) 事業実施内容等に係る基本的事項

拠点における事業実施内容等は、次の各項目の他、別添の業務説明資料の定めによります。なお、業務説明資料はあくまで現時点の案であり、実際の事業実施内容と異なる場合があります。

ア 運営期間

運営期間は、原則として令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

イ 実施施設

運営法人には、次の施設で実施していただきます。

【主たる施設】ラフル

所在地：横浜市青葉区青葉台一丁目4番地

構造等：鉄筋コンクリート造地上6階建て

床面積：275.92 m²（共有部分のぞく）

【サテライト施設】ラフルサテライト

所在地：横浜市青葉区市ケ尾町1152番地25

構造等：木造2階建ての1階、木造1階建ての1階のそれぞれ一部

床面積：224.82 m²

ウ 実施日

事業は土曜日及び日曜日のいずれか1日又は両日を含めて週5日以上実施するものとし、休業する曜日を設ける場合には、あらかじめ曜日を決め、休業日として定めることとします（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは休業日とします）。

エ 実施時間（勤務時間）

午前9時から午後5時まで

注1：親子の居場所事業については、週5日以上、1日6時間以上開設することが条件です。当該条件を満たしていれば、例えば午前10時から午後4時まで等、実施時間内で開設時間を別に設定することは可能です。

注2：横浜子育てサポートシステム区支部事務局については、開設時間は週5日、1日7時間以上とし、曜日及び時間帯の設定については、親子の居場所事業の開設時間帯との重複及び会員の利便性等に配慮してください。

注3：利用者支援事業については、親子の居場所の提供時間に合わせて実施してください。

オ 人員配置

別添業務説明資料の4（3）、5（2）を確実に遂行できる人員配置を行うこと。

【主たる施設】ラフル

職員の種類	説明
常勤職員	週 35 時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち 1 人を施設長とする。 ※また、施設長以外の 1 人を、主に子育てサポートシステムのコーディネーター（別添業務説明資料を参照。以下「コーディネーター」という。）の業務を行う者とし、この者を原則として横浜子育てサポートシステム区支部事務局運営事業の責任者とする。 さらに、施設長及びコーディネーター以外の 1 人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週 35 時間未満の勤務となる者をいう。

【サテライト施設】ラフルサテライト

職員の種類	説明
常勤職員	週 35 時間以上勤務する者をいう。 ※常勤職員のうち 1 人を現場責任者とする。 ※また、現場責任者以外の 1 人を、利用者支援専任職員の業務を行う者とする。
非常勤職員	週 35 時間未満の勤務となる者をいう。

【人件費の考え方】

人件費は、以下に基づいて委託料に積算します。配置人数を増やす場合、開所日数を増やす場合又は法人の給与体系が以下に示す金額より多い場合であっても、人件費の加算は行いません。（実際に支払う給与額を、下記金額にしなければならないわけではありません。）

- 常勤（施設長） 年額 5,041,776 円
- 常勤（現場責任者） 年額 4,661,220 円
- 常勤（施設長以外） 年額 4,339,284 円
- 常勤（コーディネーター） 年額 4,339,284 円
- 常勤（利用者支援専任職員） 年額 4,339,284 円
- 非常勤（1人当たり） 年額 1,984,572 円
- 非常勤（コーディネーター） 年額 1,984,572 円

注1：常勤職員は社会保険料、労働保険料等及び期末等諸手当を含む額。

非常勤職員は労働保険料（雇用保険、労災保険）及び交通費を含む額。

注2：上記金額は、現時点で予定している金額であり、年度により変更する可能性があります。

カ 利用者からの参加料の徴収

実施事業の参加料は無料とし、利用者から参加料を徴収できません。ただし、催事、講習・講座等の実施に係る実費（材料費等の経費）で、特定の個人の利用に係る経費を利用者から徴収することはできます。

キ 委託料として支払う経費（予定）

区はオの人件費に加え、次の経費を委託料として運営法人に支払います。

人件費を含めた事業費の総額は、4月に事業を開始することとし、約 8,300 万円を見込んでいます（現時点の予定であり、変更することもあります。また、委託料について消費税は非課税となります）。

実際の委託料は、法人選定の後、運営法人から見積徴収し、区が定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、委託料には人件費、光熱水費等の定期的に支出を要する経費が含まれるため、原則として支払いは前金払いとします。ただし、契約締結当初に一括払ではなく分割払とし、原則として毎月、必要と考えられる額を支払います。

人件費以外の経費の例(現時点での案です。実際の経費と異なる場合があります。)

- 施設費 光熱水費、非常通報システム使用料
- 事業費 一般健康診断、講師等謝金、出張旅費、消耗品費(事務・日用品、材料等)、図書等購入費、被服費、コピー機リース・保守・消耗品供給契約料、印刷製本費、通信費、ホームページ運営費、広報費、行事費、会議費、備品費、修繕料、保険料、その他雑費、震災対策物品購入費

ク 個人情報保護等

事業を通じて、多くの利用者の個人情報を取り扱うこととなりますが、運営法人には、協働契約で定める個人情報保護に関する措置を遵守していただきます。また、個人情報を取り扱う従事者に研修を行っていただきます。

ケ 苦情解決の仕組み

運営法人は利用者から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えていただきます。

(4) 協働契約（委託契約型）

ア 契約締結

運営期間中、区は毎年度、事業の協働契約（委託契約型）を運営法人と締結します。契約締結時には、区と運営法人で当該年度の事業実施について、双方の役割を分担し、協働契約書（委託契約型）別表として、役割分担確認表を策定します。

ただし、事業の実施結果、内容が著しく不十分である場合などには、運営期間中であっても協働契約（委託契約型）を更新しないことがあります。また、運営法人選定後から運営期間中において、次の事項に該当し、運営法人として適当でないと認められる場合には、選定結果の取り消し又は運営の停止を命じることがあります。

- 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
- 協働契約（委託契約型）について重大な違反があり、そのことにより契約を継続することが困難なとき
- その他運営法人として適当でないと区長が認めるとき

イ 事業評価

毎年度末に当該年度の事業の成果や課題、次年度に取り組むべき事柄等について、区と運営法人で相互に事業評価を行います。さらに、原則として運営3か年度目には、有識者を交えた事業評価を行います。そして、運営期間の最終年度である5か年度目には、5か年間の協働事業の総括を行います。

また、事業評価結果については、ホームページ等で市民に向けて公表します。

(5) 議会の議決

本募集要項に基づく運営法人の募集の成立は、本事業実施に係る令和8年度の予算案が、横浜市議会において可決されることを条件とします。

可決されなかった場合には、募集を行わなかったものとして取り扱いますが、応募に係る経費、準備費等の損害賠償等には一切応じられません。

3 法人選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和7年9月8日（月）	法人募集実施の公表 青葉区ホームページに掲載
同9月8日（月）～9月19日（金）	参加意向申出書の提出
同9月29日（月）（予定）	参加資格確認結果通知書、申請関係書類提出要請書の通知
同9月29日（月）～10月8日（水）	質問書受付期間
同10月17日（金）	質疑の回答（ホームページ掲載）
同10月20日（月）～10月31日（金）	提案書の受付
同11月17日（月）	選定委員会開催（書類選考、法人プレゼンテーション等）
同12月18日（木）（予定）	選定結果通知

(2) 提案書提出希望（プロポーザル参加）の確認

提案書の提出を希望する者の資格を確認します。

ア 参加意向申出書の提出

(ア) 提出書類

- ① 参加意向申出書（別添） 1部
- ② 法人登記簿謄本（写） 1部
- ③ 参加資格の条件を満たす法人（本募集要項の2（1）を参照。）であり、市内における活動状況がわかる資料（様式はありません。既存のものでもかまいません。） 1部

(イ) 受付期間及び時間

令和7年9月8日（月）から9月19日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

(ウ) 提出場所

横浜市青葉区役所2階 こども家庭支援課（窓口番号37番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

イ 提案資格確認結果の通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の送付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。また、提案資格を有することを認めた場合には、プロポーザル関係書類提出要請書を送付します。

(ア) 通知日 令和7年9月29日（月）（予定）

(イ) その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければな

りません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(3) 質問書の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

ア 提出期間 令和7年9月29日（月）から10月8日（水）まで

イ 提出先 横浜市青葉区こども家庭支援課地域子育て支援拠点事業担当

電子メールアドレス ao-kosodate@city.yokohama.lg.jp

FAX 番号 045-978-2422

ウ 提出方法 電子メール又はファクシミリ（着信確認を行ってください。）

※来庁及び電話による問合せには一切応じられません。

エ 回答日及び方法 令和7年10月17日（金）までにホームページに掲載します。

(4) 提案書提出方法

ア 提出書類

別添の「提出書類一覧」のとおり

※提出の際、「提出書類一覧」のうち提案書、様式I、決算書等以外の複数部数提出する書類については、それぞれ1部ずつを順番にまとめて一式とし、A4サイズのファイルにとじてください。

また、とじた書類の様式番号ごとにインデックスを貼り、該当の書類がすぐに分かるようにしてください。

イ 提案書類受付期間及び時間

令和7年10月20日（月）から10月31日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く）

午前9時から12時まで及び午後1時から5時までの間受け付けます。

※書類の確認にお時間をいただくことがあります。また、状況等によりお待ちいただくことがありますので、事前に「6 問い合わせ先」へ御連絡いただき、日程調整のうえ、お越してください。

ウ 提出場所

横浜市青葉区役所2階 こども家庭支援課（窓口番号37番）

※ 直接書類を持参してください。その他の方法による提出には応じられません。

エ その他

（ア）所定の様式が定められている場合、所定の様式以外の書類については受理しません。

（イ）アの提出書類の他に、本市の判断により追加書類の提出を求めることがあります。

（ウ）提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

（エ）プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

（オ）提案内容の変更は認められません。

(5) 選定方法

運営法人の選定に当たっては、区は外部委員による選定委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づき、別添の評価指標を用いて提案内容の評価をします。なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会による評価を実施します。区は、委員会の評価の結果及び意見を踏まえて、運営法人を選定します。

ア 選定基準

運営法人の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解し、これらの者への交流の場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する情報の収集及び提供等を通じて、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができる法人であること。
- (イ) 地域において子育てに関する支援活動を行う者（以下「活動者」という。）との連携を図り、これらの活動を活性化させるとともに、地域のニーズを踏まえた活動者の育成、支援を行うことで、子育てを地域全体で支援する地域力の創出が図れる法人であること。
- (ウ) 地域子育て支援拠点事業の趣旨について十分理解し、適切な事業提案を行っているとともに、継続して安定した事業運営が見込まれる法人であること。
- (エ) 事業運営にあたって、区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる法人であること。

イ 選定委員会

子育て支援に理解のある地域関係者、子育て支援に関する有識者などを委員として予定しています。

- (ア) プレゼンテーション、ヒアリングの実施

選定委員会の評価にあたり、提案者は、委員会に対してプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングに応じていただきます。

- (イ) 実施予定日 令和7年11月17日（月）

- (ウ) その他

時間等詳細については、別途お知らせします。

パワーポイント等を利用したプレゼンテーションも可能としますが、事前に提出いただいている事業運営の計画の内容と整合性のとれるものとしてください。

ウ 最低評価基準の設定

各委員の点数の合計が、満点に対して6割未満だった場合は非選考とします。

エ 評点が同点となった場合の措置

評点が同点の法人があった場合は、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

オ 選定委員会において委員が欠席した場合の措置

選定委員が欠席した場合は、その委員の点数は集計対象とはしません。

(6) 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和7年12月18日（木）（予定）までに行います。

イ その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

(7) プロポーザルの取扱い

ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

イ 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

エ プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

オ 運営法人の選定後、提案の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要及び提案者の得点等については区ホームページ等において公表します。

(8) プロポーザル手続における注意事項

ア プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。

イ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

なお、受託候補者として特定されている者が契約締結を行わない又はその者との契約交渉が成立しないなど、契約締結に至らない場合にも、次順位の者と契約交渉を行うことがあります。

(9) 無効となるプロポーザル

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本プロポーザルに関して提案者が、選定委員会の委員であると認識し、委員に接触、連絡等の事実があり、選定に関して不正な行為があったと認められる者

カ プレゼンテーション、ヒアリングに出席しなかった者

(10) その他

ア 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。

イ 手続において使用する言語及び通貨

(ア) 言語 日本語

(イ) 通貨 日本国通貨

ウ 契約書作成の要否

要する。

4 法人選定後の諸注意

(1) 見積書の提出、契約書の作成

運営法人として選定された後は、協働契約（委託契約型）の締結をするため、区に対し事業に係る経費の見積書を提出していただきます。契約金額は、区があらかじめ定める予定価格以下の金額で決定します。

なお、本事業は社会福祉法上の第二種社会福祉事業であり、契約にあたって消費税は非課税となります。契約の可否は、経費の合計額（見積総額）により決定します。契約に際しては、この見積額を契約金額とします。

契約金額の決定後は、契約書を作成していただきます。本件契約は、令和8年4月1日に契約書を交換することによって確定するものとします。

なお、契約書作成に係る印紙税については運営法人に負担していただきます。

(2) 施設愛称について

現在、青葉区地域子育て支援拠点（サテライト施設を含む）については、区民公募により決定した「ラフル」という施設愛称を使用し、広く一般に呼称されています。この愛称については、本公募により選定された運営法人におかれても、引き続き使用していただき、施設運営を行っていただきます。

(3) 業務の引継ぎ等準備業務について

事業を開始するまでの期間には、現運営法人からの業務引継ぎ等、事業開始に必要な準備業務を行っていただきます。行っていただくのは、おおむね次の業務です。

また、準備業務にかかる人件費等の費用は、運営法人に負担いただき、区は負担しません。

ア 現運営法人からの引継ぎ業務

イ 事業計画書等作成業務

ウ 区との連携・調整業務

(4) 実施施設の内装、設備について

拠点事業の実施施設は、現在の運営法人（以下「現法人」という。）が賃借物件に内装、設備工事を施しています。この内装、設備は、横浜市から補助金を受けて施工したものであり、現法人が拠点運営法人でなくなった場合には、新たな運営法人（以下「新法人」という。）に引き継ぐこととなっています。このため、新法人には実施施設の内装、設備を、現法人から譲り受け、拠点事業を行っていただくこととなりますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 備品類について

業務説明資料にも示したとおり、現法人が委託料により購入した取得価格 30,000 円以上の物品は、区の所有物となっています。この条件に該当するもので、現法人が管理・使用している備品類は、新法人に管理・使用していただくこととなります。ただし、所有権は、区が留保します。

管理・使用していただく備品類の具体的な品目、数量等については、別添の備品リストを参照してください。

(6) その他

運営法人は、運営期間が満了した場合又は運営の停止を命じられた場合など、業務を他の法人に引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

5 別添資料等

- (1) 令和8年度青葉区地域子育て支援拠点事業業務説明資料
- (2) 参加意向申出書
- (3) 質問書
- (4) 提出書類一覧
- (5) 運営法人提案書
- (6) 選定委員会 評価指標
- (7) 青葉区地域子育て支援拠点事業実施要綱
- (8) 横浜子育てサポートシステム事業実施要綱
- (9) 横浜子育てサポートシステム事業会則
- (10) 見積書の作成例
- (11) 備品リスト

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3（3）に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市青葉区こども家庭支援課 地域子育て支援拠点事業担当
担当者 山口、藪下

〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4

電話 045-978-2459 電子メールアドレス ao-kosodate@city.yokohama.lg.jp